

第百一回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和五十九年七月十七日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

六月二十七日

辞任 稲村 稔夫君

補欠選任 鈴木 和美君

七月十七日

辞任 鈴木 一弘君

補欠選任 藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

伊江 朝雄君

岩崎 純三君

大坪 健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

塩出 啓典君

梶本 又三君

河本 嘉久蔵君

倉田 寛之君

中村 太郎君

福岡 日出麿君

藤井 裕久君

藤野 賢二君

宮島 渥君

矢野 俊比古君

吉川 博君

赤桐 操君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

多田 省吾君

藤原 房雄君

衆議院議員

大蔵委員長代理

大蔵委員長代理

大蔵委員長代理

大蔵委員長代理

大蔵大臣

大蔵大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務室長

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

国税庁直税部長

常任委員会専門員

経済企画庁経済研究所次長

通商産業省産業政策調査課長

郵政省貯金局長

営企画課長

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

青木 茂君

野末 陳平君

中村 正三郎君

伊藤 茂君

坂口 力君

米沢 隆君

竹下 登君

井上 裕君

北村 恭二君

平澤 貞昭君

梅澤 節男君

亀井 敬之君

吉田 正輝君

行天 豊雄君

富尾 一郎君

河内 裕君

吉富 勝君

植松 敏君

山口 憲美君

○租税及び金融等に関する調査

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る六月二十七日、稲村稔夫君が委員を辞任され、その補欠として鈴木和美君が選任されました。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(伊江朝雄君) 速記を起こして。

○委員長(伊江朝雄君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院大蔵委員長代理中村正三郎君から趣旨説明を聴取いたします。中村正三郎君。

○衆議院議員(中村正三郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、去る七月十一日、衆議院大蔵委員会において、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四党派により起草し、全会一致をもって成案とし、これを委員会提出の法律案とするに決したものであります。

御案内のとおり、さきに政府提案による所得税法等の一部を改正する法律案の成立により、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与の収入限度額が八十八万円に引き上げられたところであります。その後のいわゆるパート主婦の問題をめぐって関係各党派間において協議が行われ、その結果を踏まえて、その限度額をさらに二万円引き上げて九十万円とするものであります。

すなわち、昭和五十九年分以後の所得税について、所得税法本則で定める給与所得控除の最低控除額五十五万円を五十七万円とする特例を定めるとともに、これに伴う所要の調整措置を講ずるものであります。

なお、本案による国税の減収額は昭和五十九年度において約百五億円と見込まれるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして内閣の意見を求めましたところ諸般の事情に照らしてやむを得ないとの意見が開陳されました。

以上が、この法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 私に与えられた時間は非常に短いわけですから、ひとつ答弁の方も簡明にしていた方がいいと思います。

まず、今度の主婦のパートタイマーの減税、最低五十七万円プラス基礎控除で九十万円というものは、もちろん私もこれでいいというわけではございませんでして、当然百万円以上を私も要求してきたわけでありまして、今までの衆議院における折衝の経過といたしましてこの法案には私も最終的に賛成をするわけであります。

しかし、この衆議院から送られてまいりました所得税減税は、私は、当然これは所得税法本法の中で決められるべきだと、こういうふうに思っています。別にパートの主婦だけが対象になっているわけではございませんでして、その他の人たちも当然これの対象になっているわけでありまして、そういう意味では租税特別措置法に規定するのではなくて、所得税法に規定すべきである、こういう

ふうに思います。どうして租税特別措置法にしたのか、この辺をひとつ明らかにしてほしい、このように思います。もともとパートの人たちだけというのならあるいは特別措置というわけでもなるうかと思ひますけれども、そういうわけではございませんので、これは本法に入れるべきである。そうしないといふと租税自体が非常に複雑な体系になる、こういうふうには思ひます。やはりわかりやすい体系にすることが必要であらう。こういうふうには思ひますが、その辺が非常に複雑にむしなるなってしまうということでありまうから、どうして租税特別措置にしたのか、この辺を一点として御質問をいたします。

その次は、当然付表と一緒に提出されるのが私は普通だろと思ひますけれども、細かく一つ一つの条文を読んでいけばわかりませんが、これも明瞭簡単という意味では当然付表を付すべきであつたと思ひますけれども、その辺が付されてない理由、その辺をお願いしたいと思ひます。

○衆議院議員(中村正三郎君) これがどうして租税特別措置法で措置されたかというところまでございしますが、その前にこの法律案をつくるに至った経緯を御説明させていただきたいと思ひます。

これは三月の八日に幹事長・書記長会議、与野党の自民党、社会党、公明党、民社党でございしますが、会談が開かれまして、その席におきましてパート減税ということが話題になりました。これにどうやって対処すべきかという議論もあつたわけですが、いろいろパートだとか内職だとか問題がございまして難しい問題を含んでいてくれども、とりあえずこの給与所得者の給与所得控除最低額の引き上げでこれに対処しようという話し合いがなされました。そのときに、これは一年こっきりの措置では困るぞという話がつつと、それから従来やつたことがあるわけでございますが、戻し税方式でやつては困るぞという話もございました。また、さきに政府提出の所得税法改正が行われたばかりでございますから、その所得税法の改正のさらに上乗せをやるのであるから、そ

こでいろいろな問題が起りやしないかといううな議論もございました。

それを受けて、三月の十三日に与野党の国会対策委員長会議、これも自社公民でございすが、そこでこの内容をきちつと整理をしたわけでございます。そこで、給与所得控除制度の基本的枠組みを書きこみ範囲内においてその引き上げ方について協議し、その結果を議員立法により措置する、引き上げ幅は二万円とする、議員立法は国会中を含め年内成立を期するということと合意がなされました。それに基づいてこの立法措置をとってきたわけでございます。そして、税の体系から考えましても、すぐこの本則に入れるのはどうか、これはいろいろ検討して、将来改正があつたときに入れた方がいいか、そういうようなこともございまして、租税特別措置法で対処する。またこれからは、先生御存じのとおり、付表等の改正をやれば、コンピュータの打ちかえとか、そういうことで大変な手間がかかるという実際仕事上の問題もございまして、租税特別措置法でそのした付表の読みかえ等を行うことを規定して租税特別措置法によつて対処したわけでございます。

一言、ここに社会党さん、公明党さん、民社党さんともいらつしやいますので、付言させていただきますが、衆議院大蔵委員会としては、しかしいろいろな経緯はありましたが、でき得れば可及的速やかにそういうチャンスがあれば所得税本則に入れたらもういいであらうという申し合ひは理事会で行つていふことを申し添えさせていただきます。

○委員長(伊江朝雄君) 付表の問題についての答弁を願ひます。

○衆議院議員(中村正三郎君) 付表の問題については、技術的な問題を含みますので、大蔵省から答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の議員立法は、先ほど委員御指摘のありましたように、租税特別措置法の一部改正という形で御提案になつてゐるわけでございますが、その内容を拝見いたします

と、別表七の付表の改正は行われていないわけでございますけれども、必要な部分に関しては読みかえ規定が盛り込まれておるわけでございます。したがういしまして、別表の改正がないという点で非常におわかりにくいという御指摘もございましたけれども、この議員立法の御処置を受けまして、執行の実態といたしましては、この読みかえ規定を織り込んだところのわかりやすい付表、年末徴収用の源泉徴収表を国税庁の方で作成いたしましたし、源泉徴収義務者の方にそれを伝えるという措置を予定いたしておりますので、実際問題としてはそんなに混乱は起らないということにならうかと考えております。

○竹田四郎君 お二人の御答弁、内容はわかるんですがね。所得税で、しかも今度のこの措置で対象になる人というものは、税金にはどちらかというと余り今まで携つてきたことのない人が圧倒的に多いと思ひます。そういう意味では、もつとわかりやすい税制度をその方が民主的な税制度の基本ではないだろうか、こういうふうに思ひます。きょうはそれ以上私は申しませんけれども、しかし、これを早く本法に繰り入れられ、あるいは付表も、なるほど一々文章を読めばわかりますが、文章を読めばわかるんですけれど、さてこの難しい文章を普通の人が読んでもすぐわかるかというところ、徴収義務者はわかるかもしれないが、それから先というのにはなかなか私にはわからぬと思ひます。そういう意味では、簡単明瞭にわかるように、法定主義の精神にものつとてひとつやうにさせていただきたい、こういうふうに思ひます。

二番目は、これがこういうふうになつてまいりますと、前々から議論されてきたわけでありまうけれども、これは特に大蔵省にお願いをしたいわけでありまうが、内職者と主婦のパートと一体とだけだと実上違ふかというところ、これはほとんど違ひはないと思ひます。けれども、税法上は非常に大きな差異があるわけでありまうけれども、これも当然直すべきである、こういうふうに思ひます。今のところは、私も承つてゐるところによ

りますと、パートと同じくらの金額までは認めてやるようにという行政指導をなさるつもりでございまして、こちらの方も法律を要することにうてはななくて、こちらの方も法律を要することにうて、今後の大蔵省の考え方、これはもう前からいろいろ質問も出ておるし議論もされてゐるところでありますけれども、そういう点は、公平という立場から何らかの形で公平感が出てくるような制度に直していく必要があると思ひます。けれども、これは主税局長にお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤節男君) パートの問題、いわゆるパート主婦と内職とのバランスの問題は、ただいま委員の御指摘になりましたように、従来からしばしば当委員会においても御議論を賜つてゐるところでございます。これもまた毎度私の方から申し上げてゐるわけでございますけれども、いわゆるパート主婦というものは税法上は雇用契約に基づく労働の対価というところで、その対価は給与所得として扱われる。一方、家庭内で労働に従事する方は、もちろん雇員様によりましては、執行の実態といたしまして給与所得として扱われてゐるけれども、自己計算で労働といふ事業をしておられる限りにおいては税法上は事業所得なり雑所得として扱われる。そういういたしますと、給与所得の場合はいわゆる給与所得控除、概算的な控除が働きますけれども、事業所得なり雑所得でございまして、収入から経費を差引いて所得を算出するといふ通常の格好で課税所得が算出される。これはまあやむを得ないことでございまして、税制の立場から言ひますと、それはそれなりにきちつとした理屈はあるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、社会経済的な実態におきまして、労働に従事される婦人の税負担とのバランスという観点から言ひますと、いろいろな議論があるということ

は、これは私も承知しておるわけでございますが、現在の所得税法の枠組みの中では、制度論として、このパートの問題と家内労働者の問題、いわゆる内職の問題というものは、これは区分して取り扱わざるを得ないというふうに考えるわけでございます。

後ほどまた大臣から御答弁があるかも知れませんが、今後の問題といたしましては、私も税制当局としては、パートの問題、家内労働の問題も含めまして税法の世界だけで完結したような結論を出すのは、今回の御議論の過程を見ましても非常に難しいのではないかと。つまりパートの問題なりあるいは内職も含めまして婦人労働というものを労働法上どう位置づけていくのか、そこをきちんとしていただきたいと思います、なかなかこれを税制の世界へ持ってくるというのは非常に困難な問題があるというふうに痛感しておるわけでございますけれども、この基本的な問題については、もちろん種々御議論のあったところでございますから、今後とも引き続き税制調査会等でも御議論を賜りたいと考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 なかなか税法だけではというお話はよくわかるんですけども、しかし、これからニューメディアとかいろいろなことになりまして、給与所得という形になるか、あるいは家庭で仕事をししてそれによって収入を得るといふ婦人というものが非常にふえてくると思えます。でありますから、当然それは場所が違ふだけという面も出てまいりますから、物の考え方はいろいろあるにしても、やっぱりバランスがとれるようにしていかないといふ将来問題が起きてくるだろうというふうに思っています。

そういう意味ではひとつ十分御検討をいただきたいと思いますが、大蔵大臣、最後に、先ほど私が申し上げました本法案入れの問題と今のこの問題、そうした問題をあわせてひとつ御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 竹田さんは何もかも御存じの上でございますが、十一月の「今

後の税制のあり方についての答申」に今いろいろ御議論いただいたようなことが書かれた後、「以上の諸点を勘案すれば、いわゆるパート問題については、当面は、給与所得控除と配偶者控除の適用限度額の組合せという現行制度の枠内で対処していくことが適当である」とある。あくまでも「当面は」というのは苦心して使われた言葉のようでございます、後から聞いてみますと。

したがって、私は、今も御指摘がございましたが、常日ごろ大蔵省内部でも言っておりますのは、本当に働く場所が違ふだけという形態のものもありまして、あるいは材料とかそういうものは全部自分で用意して自分なりの完成品だけ持っていくというものもありますし、したがって労働行政の中でも位置づけたいものを行っていただかなきゃならぬじゃないかな。それはこの場で検討するということになると議論のあるところでありますが、一つは政府内部で、これは税制調査会もございまして、あるいは労働省等々もございまして、もう一つは専門的に議論をいただいております。両院の大蔵委員会なども、まあ私の方からそういう干渉がましいことを申し上げる考えはございませんが、その辺実態を割合みんな選挙で出てきた者はよく知っておりますから、議論を詰めてみるのも一つの手法かな、こういうふうな感じがしておりますので、御趣旨を体してこの内職問題、パート問題等についての検討はこれから続けていかなきゃならぬ課題だと思っております。

それから本法案に入れるという問題でございますが、先ほど申しました「当面は」ということが私なりに頭にひっかかる一つの点でございます。各種控除全体をにらんで控除額というものを決めておるといふことでもございまして、例えば先般議論していただきました税法改正のときのよう

な、ある意味において本格改正といえますが、そういうものが行われるときに他との整合性も考えて本法案に入れるのが妥当なかな、こういう感じもありません。したがって、両院でもいろいろ議論が行われておりますことを体

して、これも検討課題として頭の中へしっかり入り込ませていただいております。考え方でございます。

○竹田四郎君 終わります。

○塩田啓典君 それでは、今竹田委員からいろいろ質問のありましたいわゆるパート収入者と内職収入者との不公平は正の問題であります。現実問題として、第一線の税務署等においては、いわゆる内職者に対して、形の上から言うと余りパートと変わらない、そういうことで現実的な対応の面ではややパート収入者と同じように処理しているところもかなりあるのではないかと、このように思っておりますが、そういう点のようによつておられるのか、これを伺っておきます。

○国務大臣(竹下登君) 具体的な税務署等での扱いの問題でございますので、事務当局から正確にお答えをいたします。

○政府委員(富尾一郎君) ただいまパートとの比較で内職者の税執行上の扱いについての御質問でございますが、私も基本的には先ほどから申し上げておりますようにパートは給与所得でございますし、内職につきましては、あるいは給与所得と見られる場合もございますが、大部分は先ほど主税局長から申し上げましたように雑所得もしくは事業所得でございます。そういう基本的な違いがございます。雑所得あるいは事業所得という形になりますと、これは当然収入から必要経費を引くという形になるわけでございます。ただし、その必要経費につきましては、その内職の実態、まあ内職には随分いろいろございまして、この実態等を勘案いたしまして無理のない扱いをするということにいたしております。例えば源泉徴収票があるという形で雇用関係というものが推定できる場合には、給与所得として扱うということをしていまして実態上は扱っている状況でございます。

○塩田啓典君 私は、税法というのは全国で取り扱いに差があつてははいけないと思ひますし、そういう意味で、内職収入者とパート収入者との非常な国民的感情から見ての不公平感というものはもうずっとこの当委員会でも問題になってきておるわけでありまして、そういう意味で、政府としても速やかに納得のいくような結論を出すようにひとつ急いでいただきたいと、このようにお願いいたします。特に、内職収入者等についてもいろいろ条件を設けて、こういう場合はパート収入と同じように給与所得控除を認める、こういうようなことにすればそう問題もないんじゃないかと、税収面においてもそう大きな金額にはならないんじゃないかなあ、そういう感じがするんですけども、何か今までこれが前に進まなかつた大きな問題点というのはどういふところにあるのか、この点もお伺いしたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) これは先ほど竹田委員の御質問にお答えした点でも触れさせていただきましたわけでございますけれども、現行の所得税法の建前から申しますと、いわゆる内職という社会的実態にある方、これは雇用契約に基づく労働の対価というのとは異なりまして、自分の計算といひますか、自己責任で稼得される所得であるという以上はやはり事業所得なり雑所得として扱う。ただ、その場合に、内職という形で事業を行つておられるがゆえに、他の事業所得者と特別の税制上の配慮を加えるべきであるかどうかというその辺の論点が、なかなか税制の観点からだけでは割り切りにくい問題を含んでおる。冒頭に申し上げましたように、いわゆるパートと言われる形での婦人労働と申しますか、そういったものも含めまして、一体婦人労働の社会的、経済的実態に着目してこの辺のバランスをどう考えるかという、まずその辺の議論をきちんと整理するということですが、税制上のこの問題を受けとめる場合の基本的な前提になるのではないかと。その点が非常に難しいものでございまして、従来この問題たびたび御議論をいただきましたが、税制面ではなかなか一つのはっきりした方向が打ち出しにくいということになっていふのではないかと考えておるわけござ

ざいます。

○増出啓典君 それから大蔵大臣は衆議院の大蔵委員会、企業が従業員等のために支給する食事代の補助金の非課税限度額を、現在月額二千五百円を三千五百円に、夜食代は二百円を三百円まで引き上げること明らかにしているわけでありまして、これは五十年の七月に現行の非課税限度額になつてから九年間も据え置かれてきたことになるのでありますが、今後は随時その限度額を見直す考案があるのかどうか。大体九年間も据え置くというのは非常に実態的にはちよつと筋が通らないと思ふんですが、今後のお考えを聞いておきます。

○国務大臣(竹下登君) 食事代及び夜食代の非課税限度額、これにつきましては今後ともその支給の実態等を踏まえて必要に応じて検討を行つていくというのが適当であらう、私も原則的にそのように考えております。

○増出啓典君 それから通勤手当の非課税限度額でございますが、これは人事院勧告に基づく通勤手当支給限度額とリンクして最高が二万四百円となつていてありますが、こういうものは、私たちの国民の感情からすれば、何となくこの遠方から来ているわけじゃないわけですから、少なくとも支給される通勤手当は、実際にそれだけかかるわけですから全部非課税にすべきではないか、このように思ふわけですが、これは検討するお考えがあるのかどうか、この点どうでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 通勤手当は、御案内のとおり、現行の所得税法では、「一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分」、これを非課税とするということになつておるわけでございますが、この背後にありますが、いわゆる出張旅費なんかと違ひまして、出張旅費の場合は実費弁償なり、あるいは本来事業主の負担すべきものを当該出張を命ぜられた従業員が立てかえるというふうな、そういう性格のものでございまして、通勤手当の場合は、そういう出張旅

費と異なりまして、これは給与であるということでございます。

そういたしますと、給与ということになりますと、本来全部給与所得として課税ということになるわけでございまして、所得税法の考え方、それはいいけれども、その職場まで通勤するに必要、いわば勤務に伴う必要経費の部分があるだろうという考案があるわけでございます。一方、従業員側といたしましては、住居をどこに設定するかは自由といふことでございまして、で、考案の方筋をいたしましては、所得税法に書いてございまして、二一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分、したがつて、それを越える部分は、非常に理屈の議論になりますけれども、所得処分的な性格と割り切らざるを得ないであらうといふことでございまして。したがつて、通勤手当全体を非課税とするといふことは、所得税の考え方からいつてなじまないといふことでございまして、この「通常必要である」と認められる部分としての非課税限度額につきましては、これは各事業所での通勤手当の支給の実態を見ながら適宜従来から見直しをさせていただいておるということでございます。

○増出啓典君 その点はぜひ見直しをしていただきたい、このことを要望しておきます。

最後に、今回の税法改正で七年ぶりに減税が行われたわけですが、これは昨年十一月の税調の答申にもありますように、負担の急激な増加やひずみをもたらさないよう社会経済情勢の変化に対応して適宜見直しを行う必要がある、このように述べておりますが、ただ、いつやるかという、この見直し内容や時期については明らかにしたくないわけでありまして。しかし今後物価調整程度の減税は定期的にも実施すべきである、これが私は当然ではないかと思ふのでありますが、今後大蔵大臣としてこういう物価調整減税、そういうものについてはどのように考えておられるのか。毎年は無理にしても、数年に一度はちゃんとやる、こういうお考えはあるかどうか、これを伺つておきます。

○国務大臣(竹下登君) このいわゆる物価調整減税、この問題でございますが、現下の財政事情というものを考慮いたしますときには、五十九年度税制改正において本格減税をお願いしたばかりのときに、さらに減税を行う状況には残念ながらないといふふうにお答えせざるを得ないと思つております。

で、物価調整減税につきましては、我が国の負担水準というものは、これは主要諸外国に比べますと低いといふことと、それから物価は超安定という状態でございます。それに一方、財政再建という問題を抱えておられますときに、いわゆる物価調整制度、インデクセーションと言つておりますが、これを導入することを今検討し得るような状態にはないではないか。このインデクセーション制度といふものにはいろいろな勉強の材料がございまして、

確かに国民のある意味においてはインフレ心理を是認する制度ではないか、それから所得税のみでなく、減価償却からキャピタルゲイン、債務者利益等、インフレによつて同様に影響を受けるものについてもインデクセーションを導入しないことと逆の不公平が出るんじゃないか。そういうことでありますので、ある程度の上昇といふものは、これは所得が一方またそれなりに上昇してまいりますという傾向等も勘案した場合に、いわゆる物価調整制度といふようなものは、現行の所得税法の中では恒常的にそれを取り入れていくといふことは適当ではないではなからうかといふようないろいろ議論があるわけでございます。

したがつて、私もいいたしましては、かなりの予期以上のインフレ率を生じたような場合に、かつて物価調整減税をやつたことがございましてけれども、一つの恒常化したものではなく、そのときの異常事態に対応するといふこととしては考え得ることでございますけれども、恒常的な制度としての物価調整減税といふものは今日の日本の所得税制の中にはなじみにくいではないか。一方、

客観情勢の中では超物価安定、こういうこともあるわけでございまして、このインデクセーションの問題につきましては、これからも本委員会等々でいろいろ議論を重ねていかなきゃならぬ問題だと思ひますが、我が国の現在の取り巻く環境の中ではこれを導入するといふ環境は今整つておるとは私は思つておらないといふことでございまして。

○近藤忠孝君 この法案の基礎にあるパートの問題について大蔵大臣に質問したいと思ふんです。税金の問題だけではなくてパート全体ですので、これは国務大臣としての見解をお聞きしたいと思ふんです。

パートが大変ふえているといふことは、一つは、世帯主の所得だけだけではなかなか生活できない、また一方企業の側では賃金コストを下げるということからどんどんふえて、全体の女子の総雇用者数の二一％にも達してあり、しかも大体時間給五百六十円という極めて低い状況ですね。ですから、全体としてこれに対処する必要があると思ふんです。我が党ではこれについて「パート労働者の雇用安定と待遇改善のために」という政策を発表しましたが、一つは賃金、雇用条件の改善、二番目には課税最低限の引き上げと社会保険の適用、その一部が今回の法案ですが、三番目には雇用の安定、四番目には団結権保障、五番目にはこれらの行政指導と助成などが必要だと思ふんです。

今回のようなこういうわずかなパート減税では極めて不十分だと思ふんですが、今申し上げたような抜本的対策が政府として必要だろう、こう私は思ふんですが、この点についての御見解を伺いたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 確かに仮称でございましてけれども、パート労働法といふことでございまして、そうしたものは検討の課題とすべきであるといふ考案は私どもにもございまして。が、確かにやってみれば多岐多様にわたつて難しいなといふ考案を持つておるわけでございまして、

ども、そういう勉強はこれからはいかなきやならぬ課題だという認識は持っております。

そこで、考え方として、そういうパート労働をなさる方がなせふたかという一面の見方としては、多々あります。併せて、ごさいいますから、世帯主の給与が低いからだ、こういう見方もそれはあるんでございいます。が、ある意味においては、近代社会、なかんずく日本の場合からと違つてい

わゆる育児とかいろいろな問題から婦人の方が早く解放されていくという問題と、それからもう一つは知識水準等が男女差のない状態にいろいろな分野でなつておる、そういうことと、働きたいという日本人特有の超一流の勤労意欲ですか、そうしたものが複合して社会労働形態の中に入つてきておるなあ、そういう方々にとつては時にはまだある意味においては自分の都合によつて休んだりする調整機能も働けるという事もあるでござい

ます。ようから、そういう総合的な課題の中にパート労働というものを位置づけてどのようにしていくかというの、勉強すれば勉強するほどいろいろなケースが多くて困る問題もございいますけれども、私は現状に即した検討はつていかなきやならぬ課題だというふうには思つております。

○近藤忠孝君 その一環としてのこの課税最低限の問題ですが、ただ、趣旨説明の中で、内閣の意見としては「諸般の事情に照らしてやむを得ない」、こういうことなんです。大蔵省として今後の問題としてこういう問題に対する積極的な取り組み、課税最低限をもつと上げていくという、その辺についての基本的な考えはどうでしょう

か。

○国務大臣(竹下登君) 各種控除額というのは、それなりにいろいろなバランスというものがあつて今日形成されてきておる。それで、政府意見として閣議決定をして「やむを得ない措置」といいますのは、一つの定型がございまして、いわば予算の中に見積もられ、それを背景とした法律案も予算案も通つた後、だから実質的に理論的に言え

ば歳入減を、今百五億という話がございしました

が、もたすものでございいますから、既に稼働しておる予算、稼働しておる法律を後からある種の修正をするという場合は、一つの定型的な表現として、やむを得ないと思ひます。こういう表現を使うことになつております。一応これはきちん

と閣議決定をして用意をするたぐいのものでござい

ます。

で、その問題は別といたしまして、今の本論の場合におきましては、先ほども申しましたが、パート労働の位置づけ、今日の社会の中における雇用労働状況の変化、そういうものを総合的に本当は税制調査会だけでなく、税制調査会をやつてもらいますと、「当面は」と、こういうふうになつてしまふもんでございいますから、勉強はして

みながらならぬ課題だと思つておることは事実でござい

ます。

○青木茂君 この法案自体は私どもが言い続けてきたことなんです。異議はないわけですが、きょう、今まで伺つておりましたけれども内職との整合性というものは残るわけですね。今までの御答弁では、内職も九十万程度までは悪い言葉で言

えば目こぼしというふうなあれがありましたけれども、税法上表向きに目こぼしというわけにもい

かないだろうから、そこら辺のところどうなんでしょうね、思い切つて内職収入を給与所得、事業所得という余り難しい議論をせずに、内職収入を

みなし給与所得みたいなことで処理できないだろうか。どうせかつておかしなことをおやりになつたんだから、見なし法人というのがありますよ

ね、それと同じでもって見なし給与所得という了解事項にしてしまえば、表向きからこの整合性は

買かれるわけなんだから、そこら辺のところはいかがでしょう

か。

○政府委員(梅澤節男君) この内職の問題は、先ほども御議論もございいますように、パートとのバランスで今議論が行われておる。一体じゃパートの問題はどうかというお尋ねでござい

ますけれども、今回の議員立法の御措置によりまして、

実質上そのパート主婦の九十万のところまでは税負担の軽減が図られるということになるわけ

でございますけれども、税制の議論としてはこれはパートだけの議論じゃござい

ませんで、例えば給与収入の低い階層でござい

ますと、独身者といえども今回の措置によつて減税を受けられるということ

でございますので、今回の御措置によりまして

も、パート主婦そのものは税制の問題としてまだ割り切れていないという問題がござい

ます。

したが、いまして、そういう現状でござい

ますから、今委員がおつしたように、今度は内職だけ何かでみなすという話になりますと、そこはまた議論がもとへ戻りますので、結局は雇用労働の形態であるのか、あるいは家内労働の形態であるのか

のかわかりませんけれども、婦人労働というのを一体、労働政策とか雇用政策、あるいは社会政策という観点もあるのかもわかりませんが、どうい

うふうに政策的に国全体として位置づけるのか、その場合に税制としてどう対応するのかという議論にまた戻つてくるのではないかと

いうことでござい

ます。

○青木茂君

時間がござい

ませんからもう一つ申

し上げたんですけれども、八十八万円が九十万

円になった。確かにこのやり方をとりま

すと、九十万円が九十五万円になろうと

百万円になろうと逆転現象とい

うのは依然として残るわけですね。九十万円を九十一万円稼げた

ために、これは世帯主の所得にもよるけれども、三万円や四万円に税金がぼんと上がつてしま

う。一万円稼ぐために税金が三万、四万ふえるという逆転現象は確かに残る。これにつきまして、どこかで何らかの措置を講じないと、九十万円以上になつたらみんなやめちゃうし、また雇用主もせ

かく鍛えた人がそれでは困る、また主婦の低賃金の原因にもなるという

ことで、この逆転現象の歯どめということにつ

いては御議論がござい

ましたでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君)

現在の仕組みでござい

ますと、御指摘のとおり、

いわゆる免税点的な性格を帯びますので、どこで基準を設定いたしまし

ても、必ずその前後で世帯主の手取り額として

は逆転現象が生ずるわけ

でございます。税制調査

会でもその辺の問題は議論をいた

だいておりまして、昨年の秋の答申にも書

いていただいております

わけでございますけれども、一つの

方法としてはパニング・エグゼン

ションと申しますか、配偶者控除を漸次縮減していくという

方法があるわけ

でございます。しかし、こうな

りますと税法が非常に複雑

になります。しかも、執行上大変な

手間がかかりま

すから、いづれにしても簡明で

しかもコストが

かからないシステムということ

になりますと、今の給与所得控除と配偶者控除を受け

られる所得限度の組み合わせという仕

掛けにならざるを得ないわけ

でございます。

それとの関係でもう一つ御紹介

申し上げますと、免税点的な問題

を一体どう考えるのかという

ことでござい

ます。これはいろいろ御議論があ

るかと思ひますけれども、最近時

点ですとパート

の労働者の賃金分布のよう

なものを見てまい

りますと、いわゆる八十八万と

かあるいは九十万の免

税

五

五

五

税点ラインを超えてどんどん労働の供給がふえていくという事態になってきておるわけでござい

それからも一つ、今委員がおっしゃいましたように、この免税点の理論を余り細かく考えますと、逆にそれが婦人労働の労働条件といひますと、低賃金を勧奨しているような議論にもなりかねない。場合によっては、その免税点を超える部分はむしろ使用者側が賃金を上げることによって雇用を吸収しなければならぬ問題なのかも知れないわけですね、これからの日本の婦人労働の市場を考えた場合、したがって、免税点があるからという議論は一概に短期的な視野で議論していいのかどうかという問題があると思ひます。

○青木茂君 じゃあ一つだけ、これは御見解だけ承っておきます。

長期の展望といたしまして主婦収入の問題ですね。ちょうど勤労学生控除というやつがあるんですけれども、勤労主婦控除といったようなものでこれを締めくくってしまうというような税制上の変更というものはこれからお考えになる余地があるかどうかということなんです。

○政府委員(梅澤節男君) この問題の税制上の対応といたしましては、先ほど来大臣の答弁にもございしますように、労働法上の問題のほかに、税制の議論としては、大きくいえば課税単位の問題にまで発展する問題も含んでおるわけでございしますが、今委員がおっしゃいましたように、この問題の対応として特別のまた所得控除を考へるといふような具体的な今もくろみを持っておるわけではございません。

○青木茂君 これで終わりますから。

特別なことを税法上もどんなやっているわけです、例えば年金控除ですか、個人年金の。ですから、そう難しい問題ではないから、とにかく矛盾のあるものはどんどん労をいとお正していただきたいというお願いだけで終わります。

○委員長(伊江朝雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木一弘君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

別に関言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(伊江朝雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○赤桐操君 私は、一般会計を中心に我が国の財政が大変な苦境に立たされております。これども、さうは第二の予算と言われまします財政投資の問題を中心といたしまして御質問をしてみたいと思ひます。

まず、最近数年間の財政計画の規模、対前年度伸び率について説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) ちょっと時間が早く終わりました。それで理財局長が参つておりませんので、ちょっとお待ちを願ひたいと思ひます。

○委員長(伊江朝雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(伊江朝雄君) 速記を起こして。

○赤桐操君 もう一遍やりましょうか。

一般会計を中心とした我が国の財政の状況が大変苦しい状態に立たされておりますけれども、さうは第二の予算と言われる財政投資問題を中心といたしまして若干質問を申し上げてまいりたいと思ひます。

まず最初に、最近数年間の財政計画の規模、対前年度伸び率についての御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(龜井敏之君) 今、駆けつけてまいりまして大変申しわけありません。

ただいまのお尋ねでございますが、財政投資全体で、最近の数年間でございしますが、五十九年度、逆からまいりますと、本年度は前年度に對比しまして一・二%の増ということでございます。

最近の抑制を図つておりました小そうございします。五十八年度はその前年度に對比しまして二・六%、五十七年度はその前年度に對比しまして三・五%、五十六年度はその前年度に對比しまして一・二%、その前が、五十五年でございしますが、一・二・八、こういうふうになっております。ただ、これは財政投資全体といひますが、国債と財政投資計画に合わせたお金、原資全体の伸び率でございします。

いわゆる財政投資計画といたしまして私どもが整理いたしております国債を除いたもので申し上げますと、同じように五十九年度前年度比一・九、五十八年度前年度比二・〇、五十七年度は四・一、五十六年度は七・二、五十五年は八・〇、その前は二けたで、五十四年度は前年度に對比しまして一三・一と、こういうふうに伸びておるわけでございます。御指摘の点はこの後の方の計画をごらんになっていただいておりますのではないかとと思ひます。

○赤桐操君 今御説明いただいた中で、五十五年度以降のお話を大体伺いましたが、私の手元にある資料で見ますと、五十年から五十四年度は、いづれいまでも、今お話がありましたとおり

大体二けたの伸びだったんですね。五十年当時においては一七・五の伸び、五十一年度では一四・一、五十二年度で一八に上つて、こういう状況です。ところが、五十五年度以降になると一けたに落ちてしまった、こういう状況だと思ひます。

こういうぐあいで最近にかけて特に年々小さくなつてきている。この財政計画が、特に本年度が三十年以降一番伸び率が低いと言われているわけでありまして、こういう形で小型に抑制をせざるを得ない理由ですね、これについてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(龜井敏之君) ただいま御指摘をいただきましたように、最近では財政計画自身が伸び率として大変低くなつてまいっております。この理由のお尋ねでございますが、基本的には、財政の原資の状況が大変苦しくなつてきておるというのが一つあるわけでございます。御承知のように郵便貯金も最近特に伸びが悪うございしますし、また厚生年金、国民年金等年金の資金も、支払いの面もございします。伸び率としては必ずしもさう高くないと、こういう状況にございします。

また、理由の第二でございますけれども、基本的に、この財政の問題につきましては、事業をする機関あるいは融資をする機関といったような大きな二つの区分けをすることができようかと思ひますが、こういうお金の資金の需要が全体としてそれほど伸びていかないような状況のもとで、政府金融機関に対する資金配分のあり方についても、いろいろな抑制を図るといったような御指摘も各方面にあるわけでございします。そういう状況の中で、私どもも財政全体を必要なのはつけ、役割をある程度果たしてきたものについては抑制を図つていくと、こういうような考え方でその内容を見直してきておると、そういうことがまず言えようかと思ひます。

ただ、融資ではありません事業するような機関につきましては、全体の中で見直しを図っていく中におきましても、融資機関等よりも伸び率を高

くして事業の円滑な推進を図っておると、こういうような配慮も加えている次第でございます。

○赤桐操君 金がないということ、事業が伸びてないという二つの理由の御説明のようでありますが、一般会計予算の方は歳入を削減していくということによって、いろいろ建設国債、赤字国債等の国債関係についても発行額を減額するということができます。そういう意味で、財政再建の大きな一つの基本としてこれは努力をされているわけでありますが、しかしここ二、三年来、予算委員会などでも毎回言われていることであります。が、内需の拡大による景気回復が今日までかなり言われてきている。

私はこの財投というものが戦争時代は別であります。戦後における日本の経済発展の経過をずっと考えてみると、復興期における財投の役割、さらにその後におけるところの高度経済に発展する産業基盤整備の時代、あるいはその後における各種の経済ショックもありましたが、そういうものを相当力強く乗り切れたというのは、こうした陰の第二の予算の役割が果たしたんだと思うんですね。そういう意味合いからするならば、今こそこの景気回復のために少なくともそういう意味の役割をもう一遍果たすべきではないでしょうか。そう考えてみると、規模の縮小化を図るということではなくて、むしろ拡大をしながら一般会計と財投というものが相互補完関係を果たすことができるような形に運用されていくべきではないでしょうか。こう思うんですが、この点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 私も赤桐さんと同じ認識を持っておりますのは、戦後の復興時代を含めまして、第二の予算とも言われる財政投融資計画というものが我が国の経済を今日に至らしめた大きな要因の一つであったという認識は等しくいたしております。

今いろいろ議論されておりますのは、財投の原資というものは、それは限られてはおりますものの、それを重点的配分を行うことによって、例えば

ば今年度も既に歩いております予算を見ましても、公共事業が一般会計ベースで見ますと減っておりますが、しかし財投ベースで見ますと事業費全体はふえておるといふようなところに、財投の果たしておる役割というのは今日時点であらうかと思われけいあります。

一方また、金融機関の高度な発展の中で、物によりましては、財投の出動をもう既に必要としないうちから、各種業態が存在していると思われけいございます。それらの回収を急いでより資金を厚くするとかいうような考え方をもちながら、重点施行をして経済により効率的な影響を与えることを念頭に置いてこれからの財投計画を組んでいかなきやならぬ。

いろいろ粗っぽい議論をする向きもございす。既にその財投が出動する対象となるものがなくなつたとしたならば、今後はむしろそれを民間資金の中でそれなりの必要があれば利子補給という形でその役割を果たしていくのも一つの手段じゃないかと、いろいろな政府関係の金融機関に対しての批判もございしますが、私は、政府関係の金融機関、そして政府関係の事業主体等を見ましたときに、これから特に重点施行をして、従来その意義がおおむね達成されたものの原資をそちらへ振り向けていくという形で対応していくべきではないかというふうな考え方をしております。

○赤桐操君 私は、今大臣が御答弁になりましたけれども、景気対策と財政の関係という面から考えてみたときは、一般会計の方はなるべく縮小するということには、これはよくわかります。そのかわりに逆に財投の方を補完していくということになれば、内容的にも一般会計の方でかなり削減されておる面があるんですね、生活関連の施策なんかはもうばたばた切られておる、そういう面に財投の方の役割が逆にプラスをしていく形がとられるべきじゃないか。

ずっと前の戦後の動きを見てみると、産業基盤整備に相当の力を注いだ時代は、財投のいわゆる生活関連施策への投資の比率と産業基盤投

資の比率とでは、むしろ産業の方に時には八割ぐらいはついていた。それが大体七割ぐらいに落ちてきて、しばらく七、三の割合が続いておつたように思ひます。今ではそれが逆転しつつあるように思ひますが、そういう状況の中で、特に私は、政策的な手段として財投が動いてきたわけでありまして、一般会計が今のような足取りをたどっている間は、特に一般会計とは逆な方向にこの財投の働きが動いていくべきだと、こういうふうにもう一歩進めた考え方を持たすべきだと思ひます。

特に、一般会計で国債の削減を強く図つていく。経済成長の潜在力というものが我が国ではかなりあるんだと言われているが、それがなかなか出てこない。内需は拡大されない。こういう悪循環をたどつておるわけでありまして、そのかわりに財投がその一つの大きな役割を果たしていく必要があるんじゃないか。だから、一般会計のあり方とは逆な方向にむしろ財投が働きかけをしていくべきじゃないかと思うんですが、もう一歩進めた積極的な財投の投資方法については大臣はどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(亀井敬之君) ただいま財投の重要な役割につきまして御指摘をいただいたわけでございす。私も基本的に、先生御指摘いただきましたように、財政投融資計画が時代の変遷とともにそれぞれそのときの状況に応じて重要な役割を果たしてきたというふうに考えておるわけでございす。

現在のように一般会計の財源が乏しく状況が厳しい中で、財投がその反対のような動きをいいますか、より積極的な運営を図るべきではないか、こういう御指摘でございます。先ほどちょっとお答えを申し上げたつもりでございましたが、御指摘のこの全体の伸び率自体は、経済金融の情勢の変遷とともに、資金需要の鎮静化とか、そういう状況にに応じて全体としては減つてまいっておりますけれども、しかしまた個々の事業の中身を機関ごとにごらんいただきますと、例えば本四連絡橋公

団といったような事業が最盛期に入つております。ような公団につきましては、十分な資金の手当てをいたしておりますし、そういう原資が苦しいという状況の中でできるだけの、今御指摘のような必要な事業についての資金配分等は十分いたしてまいつておるといふ状況にあるわけでございす。その点はひとつ御理解をいただければありがたいと思つております。

○赤桐操君 財投が今まで扱ってきたあり方については承知しておりますが、例えば内需拡大の中で、予算委員会の中で大蔵大臣とも話をしたこと、思い起こすのですが、政府は今景気政策の中の大きな柱の一つとして住宅政策を持っています。しかし住宅政策を幾ら高く掲げてみても、住宅が建たない、売れないという状況では、住宅政策は推進されない。したがってこれが推進されるような対策をとるのはどうしたらいいんだ、こういう問題について私は予算委員会の中でも申し上げたはずなんです、具体的に。私はこういう面についてもう一歩新しい分野の開拓が必要じゃないかと思ひます。

例えば、これは一般の民間の方々からもういふ声が大分前から出ておるんですが、一番住宅政策の手かせ足かせになっているのはいわゆる公共的な負担を大きくかぶせているということですよ、受益者負担と称して。これはやがて税金を納める人ですから、税金が納められる状態にその町なら町がで上がるまでの間少なくともこういう公的資金によって置きかえられていく、こういう形も考えられるのではないかと。こういう私の提起に対して竹下大蔵大臣は、地方債等によってかえてはいかがですかという答弁をされた。それは金利の問題その他がある政策的にまずいと私は申し上げたはずなんです。こういう新しい分野も一つあるんじゃないかということをお私に提起している。これについては討議されたかどうか私にはわかりませんが、建設省では討議したと思ひますね、大蔵省では御討議なさつていないかもしれ

だから、これは一つの例にすぎないけれども、従来大蔵省がやってきたこと、あるいは今まで大蔵省の立場で財投を組み上げてきたという対象の範囲からもう一歩出た新しい意味における公共投資というものを切り開くことだってできるんじゃないか。それがむしろ今内需拡大の大きな要諦になっているんじゃないだろうか。こういうことを私はもう大分前から申し上げてきているわけなんです。そういう新しい分野の開拓を今財投は迫られているんじゃないでしょうか。しかも、それを置きかえていけばいいわけです。やがて税金が上がるんです。

民間の人たちからかなり私のところへ来ていますよ、こういうことはどうでしょうか。例えば公共負担については、十年間分くらい私どもの民間が立てかえても結構ですということまで言ってきたんです。だからいかでしようかと。それはだめだ、民間のあなた方がそういうものを立てかえる筋合いじゃないじゃないか、公共負担金というものは本来かけるべきものじゃないんだと。少なくとも別のものに置きかえてするというのがなら資金運用部資金なり財投の金を使うべきじゃないかということ、私はそれは取り上げて申し上げなかつたんですけれども、これに置きかえて申し上げたのが、先般の一年前の予算委員会で私が話した内容ですよ。大蔵大臣はそういうふうに答弁されているんだ。大臣いかがですか、これは。

○国務大臣(竹下登君) 私も覚えております、いわゆる住宅問題でございますが、そのときお話ししたので、一般論として今住宅政策の狭義な問題としてございますのは、公庫住宅それから公営住宅あるいは公団住宅、こういうようなことでございましょう。が、それ以上に、赤桐さんのおっしゃるのは、民間活力、その地域で開発計画をデベロッパーなどが立てたといつたにしても、あるいはデベロッパーでなくして公社みたいなものが立てたとしても、どうしたところでその関連公共施設の問題が起る。関連公共施設が一般会計で最

初百億でございましたか、倍々ぐらいいなつて今千億ぐらいいなつておりますですね。その上に、地方自治体が主としてお考えになる問題でございすから、それにさらにこの財政投融資というようなものが稼働するとすれば地方債じゃないでしょうか、こういう話をいたしたことを私も記憶しております。だが、その地方債もなつた場合には、財投は、御案内のように、預託金利と貸出金利一掃でございすから、金利の負担が過重ではないかというようなこと、そういう御議論をいたしたことがございす。

それから今おっしゃいました民間活力の点につきましても、今第三セクター方式というのをそれをやろうかというところがあつて議論が出てきております。いずれにしても、この公共事業費というものをある程度確保したりしていくためには、どうしたところでその民間活力を導入していくかなきゃならぬ。それも西戸山でございすとか、ああいう大きなところもさることながら、地方民活というようなものをこれからやるべきじゃないかというところで折々私も今議論をしております。その場合問題になりますのは、結局、財投金利の中で将来ペイする可能性のあるもの、例えば今本四架橋も一つの例でございす。道路公団も例でございす。それは多少の出資金とか利子補給とか、多少の水を薄める意味において出資とかいう一般財源の稼働が必要といたしまして、かなりペイの可能性のないものもあるとすれば、やっぱり一般会計の今度は利子補給に頼らざるを得ないということにならうかと思つてございす。

それで、いささか話が長くなつて申しわけございせんが、従来の公共事業的なものも入れたといつたにしても、言つてみれば、道路とかそういうものはただのものです。それが、いや金を出すものであるというんで、道路三法による高速道路なんかできたと思つてございす。さらに、そのただのものと金を払うものである受益者負担の原則であるものの中をとつたところに、

いわば一般会計からは利子補給だけで、本体は財投、時には民間資金の導入でそれをやり得るじゃないかという、まあ混合政策とでも申しますか、そんな言葉あるかどうか知りませんが、それは民活というものが特に大事になつた今日、一番必要な政策課題じゃないか。

だから、中曽根内閣でも民活ということを標榜しておるわけですが、実態として戸山ヶ原でございすとか、そういう比較的我々が見たとき大型のものは、まだ工事が始まつてはいないにしても、計画そのものはスタートした。そうすると、この次は中曽根内閣でもプロジェクトと申しますか、いわば都市計画、都市再開発、具体的に言えば駅前広場、あるいはもっと小さいところでは、お互いが歩を出します区画整理事業、そういうのを含めて、民活の大はできたとして、中小民活をこれから組み合わせてみようじゃないかということは、私も今話しております。今度民活は中西さんが担当されて、恐らくそういう僕が今言つたようなことで進んでいくではないか。その前、私の側になると、そのことを大いに懇話しながら、待てよ、利子補給はできるだけ少なく済まさないかぬなという考え方は、これは財政当局としてやむを得ないにいたしましても、方向はそんな方向で議論を重ねられていくんじゃないかな、こういう感じがしております。

○赤桐操君 私は、そういう新しい分野の開拓というものは時代の推移によつて考えられなきゃならないと思つて。だから、もう済んだところとやうと語弊がありますが、先ほどもう御答弁がありましたが、削減するところは削減する、整理するところは整理を大胆にやりながら新しい分野への投入を行つていかなければ活力出ませんよ。また我々はこれだけの資金を、百兆円以上の金を握つていながら、まことに非効率な効果しか上げることができないということになるんです。諸外国へ行つて一番うらやましがられるのはこの財投の金の源泉ですよ、原資ですよ。これは

もう二言目には出ていますよ、話が。そういうのもであつて、私はこの財投の金なり資金運用部資金というものについては、真剣に考へて見直すべきじゃないだらうかと思つてございす。

そこで、先ほど余り財投の計画が伸びないというところについては、二つの理由というところでお話があつて、その一つは金の面で言われておりますが、ちょっと伺いたいんですが、五十五年度から五十九年度までの間の、まあ五十年から結構なんです、財投の原資の郵貯、厚年それから回収金、政府保証債、政府借入金、金額、構成比、伸び率、これについてあらかじめお願いしておきましたけれども、御説明願ひたいと思つてございす。

○政府委員(亀井敬之君) 財投の原資の状況のお尋ねでございす。便宜五十五年から五十九年で申し上げたいと存じます。

財投は、御承知のように四本の大きな原資で構成されております。一番大きいのが資金運用部資金でございまして、この中は、今先生御指摘のような郵便貯金、厚生年金、国民年金、回収金等でございますが、トータルで、五十五年度は十七兆三千八百九十四億という数字でございまして、五十九年度、現在でございまして、十八兆九千五百十二億ということになってございまして、五十九年度の全体の中の構成比の資金運用部資金のウェイトは七六・五%と、まあ四分の三というのが資金運用部資金でございす。

内訳は、今お尋ねがありました郵便貯金、厚生年金、国民年金、回収金等ということになってございまして、郵便貯金は、御承知のように、五十九年度だけで申し上げますと六兆九千億というところでございます。戻りまして、五十五年度は七兆九千億でございまして、このところ低下をいたしておるということでございす。厚生年金が三兆八千五百億ということでございまして、五十五年度は三兆二千七百億でございまして、若干の増でございまして、前年度に比べますとやや少し下がつておる、五十八年度は四兆一千億でござい

いましたので、少し下がりぎみという状況でございます。国民年金は、最近支払いの方が立ちまじり、原資としては見込みゼロでございます。その残り、十八兆九千億から郵便貯金、厚生年金を控除いたしましたものが既に貸しましたものの回収金というふうな姿でございます。これが第一の柱の運用部資金。

第二の柱は簡保資金でございますが、これは五十五年以降着実にその保険料収入の増大とともに増加をいたしてまいりまして、五十五年が一兆六千九百億でございますが、五十九年度は二兆五千八百六十六億と、大変細かい数字ばかりで申しわけありません、増加をいたしております。

三番目の原資でございますが、政府保証債、政府保証借入金という民間資金の活用でございます。これは先ほど大臣のお話にもございましたように、最近財投の原資が不足といいますが、伸び悩んでいる状況の中で、民間資金を活用していくという方針のもとに相当の増額を図っております。五十九年度は一兆五千八百億でございますが、五十九年度は三兆二千億というところで、この四年間で倍増をいたしておると、こういう状況でございます。

第四のその他で、割合金額は小さございますが、産業投資特別会計からの資金で出資に充てるお金が若干ございます。五十九年度は百六十九億でございますが、五十九年度四十八億、まあ減っているわけでございます。

以上が財投の原資の四本の柱についての御説明でございます。

○赤桐操君　そうしますと、この財投原資の推移全体を見ると、結局、郵貯、厚年というものはずっと先細りして今日まで来ている。郵便貯金の方が七兆九千億ですか、一兆円減で六兆九千億。厚年の方が三兆二千七百億の五十九年度、三兆八千五百億の五十九年度となっておりますが、対前年度比ではこれも減っていますね。これとは逆に、回収金が大きくふえてきている。それから政府関係の保証債なり借入金がふくらんできていると、こういうことですね。だから、減った分

が逆に政府保証債と借入金と、それから回収金ですか、これによって賄われてきていると、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○政府委員(亀井敬之君)　さようでございます。

○赤桐操君　そうしますと、今の数字で明らかになっておりますが、全体として、今まで民間から集まってきた郵便貯金とか厚生年金のようなこういう積立金が大比重大を占めておたのに、逆に転じてきているわけでありまして、これは財投の資金計画自体としては大変原資事情が悪化してきているということが言えると思います。

(委員長退席、理事岩崎純三君着席)

今後、将来のことを考えるわけでありまして、こういうぐあいに漸減をしてくるというこの事情、これは大変危機感を抱かざるを得ない事情じゃないかと思つております。この点で蔵相はどんな考えをお持ちになつておられるか、大蔵大臣の御意見を伺つておきたいと思つております。公共事業の拡大の要求もかなり六十年度予算などでは強く出ておるようでありまして、一般報道でも、財投の資金計画についてむしろそういう面の補てんをしたらどうだと、こういった構想なんかも出てくるようでありまして、これは実際の状況からするならばなかなか困難な状況ではないだろうかと思つております。大蔵大臣、いかがですか。

○政府委員(亀井敬之君)　恐れ入ります。ただいまの原資の状況の御心配をちょうだいしたわけでございます。重ねて申し上げようでございますが、確かに先生御指摘のように、郵便貯金、これが最近の金融経済情勢等を反映して三三、四年状況が悪くなつております。厚生年金もこれからの伸び率はそれほど大きなものを期待できないというふうな苦しい状況でございます。

翻りまして、この財政投資の原資を基本に立ち返つて考えていただきますと、財投というのは、今御指摘いただきましたような郵便貯金とか厚生年金とか、いわばそういう受け身で集まってくるお金というのが原資になりまして、それを必要政策に重要な部門に投入をしていくという

のがこの財投の役割でございます。受け身でと申し上げましたが、その中で先生御指摘をいただきましたし、政府保証債とか、そういった民間資金の活用といったような面は積極的に活用していくという姿勢をとることがある意味では可能でございますが、これも市場の受け入れ能力、政府保証債の引き受けの銀行等の能力にもかかってまいりますので、そういう意味では、財投は原資が限定的でございますが、受け身で、入ってくるお金というその中で、できるだけ先ほど来御指摘をちょうだいしましたように重要なものに、また必要なものにお金を重点的に配分していくということが私どもにとつての重要な課題ではないかと考えております。

先生、先ほど、この時代の要請によつて必要に応じ見直していけるという御指摘をございましたが、私どもは全く同じ考えに立つておりまして、具体的な機関の内容を見せたいでございます。際には、例えばスクラップ・アンド・ビルドで、新しいことを起こす場合は、古いもので役割を減じておるものをやめてまいりまして、あるいはある一定期間政策の誘導を果したために、サンセット方式といふか、ある一定期間だけやりましようとか、そういうような努力も重ね、必要に限られた原資の中でできるだけ有効な活用を図っていく、こういうふうな考えに次第でございます。

○国務大臣(竹下登君)　この財投の基本的考え方、私と赤桐さんとそう相違がないと思つております。私も、もう一つありますのは、国債引き受けの重圧、表現は重圧と申しましようか、それがちよいと政府保証債と金高が一緒ぐらになつたりしますと、若干本当はじくじたる感じを持つてございまして、本来、民間消化でいく場合、しかしそれが大きいからどうしても可能な限り資金運用部で引き受けなきゃならぬというところに、去年よりも一兆億でございますか減したとはいへ、そういう問題点が一つあることは事実でございます。

ただ、公共事業、今言いましたスクラップ・アンド・ビルドの問題でございますとか、例えばかなり昔になりますけれども、いわゆる自動車産業の国際競争力をつけるための体制金融をした。これは効果を果たしたけれども、今そんなことをしたらしかられるでございます。堂々と国際競争力を持つていくわけですから、そういうものがなくなつて、回収を可能な限り急いだりという工夫はしておるわけでございます。それから、例えば公園あるいは公営企業金融公庫とかいうところまで、これは個別的には政府保証しましてスイス・フランを借りたり、あるいはドイツ・マルクをそのときの市場の金利情勢によつて借りたり、そういう工夫もいたしてトータルを確保する努力をいたしておりますが、思ひのほか私が最近感じておりますのは、この公共事業に對して道路三公園なんかが一番いい例でございますけれども、やりまして、来年度からは思ひのほかお金のつけようがないという感じのところもございまして、そうすると、道路公園というふうなことになるかと、今度は横断道に入つていかなきゃならぬ。横断道は景気浮揚から言へば土地代も安いところでございますけれども、今度は採算性から言つて将来ある種の重圧を与えてくるようになるでございまして、しかしプール制でやることでございまして、その不可能なところを予定しておるわけでございますけれども、そういうふうなことを考えながら今度は重点施行していかなくちゃならぬ課題だな。で、意外と、いわゆる基幹道路の例えは拡幅みたいなのを考えてみた場合には、用地費率という壁にぶつかることがございまして、すなわち工事費の改裝替え用地費率であるというふうなときに一体これは景気浮揚になるだろうか、こういう感じを持つこともございまして、そういうところをいろいろ選別しながら景気浮揚の実も上げ、しかも国民経済全体にも寄与するという形で財投計画というものを考えていかなくちゃならぬ。

いま一つは、先ほども申されておりました地方債でございますね、建設地方債みたいな感じのことが最近要望も強くなつておるので、十分念頭に置いてこれから取り組まなきゃならぬ課題だというふうに考えております。

○赤桐操君 いろいろ御説明はわかるんですが、その中でちょっと私もわからない点が一つあるんです。

【理事岩崎純三君退席、委員長着席】

財投問題というのはなかなか議論しにくかったというところは、いろいろ内容的にわからない点がたくさんあったということも一つの理由だと思ふんです。それは郵便貯金とか厚生年金等それぞれダウンしてきていることは、これは明らかにされてきておりますが、それにかつて上がつてきておるものの中で、回収金なんですけれども、これは五十五年度で六兆一千億、五十六年度で六兆六千億、五十七年度で七兆三千億を超えておりますね。五十八年度も同じ、五十九年度が八兆円を超えるという見込みになっておりますね。こういう状況で推移をしているわけなんです。回収金の内容というのはどういうようになっているんですかね。

○政府委員（亀井敬之君） ただいまの回収金でございますが、財政投融資計画で例えば政府関係機関、開銀とか公庫等へお貸しをいたしますが、そういう機関から返りますお金あるいは公団、事業団等へ貸しますお金、それが一定期間、最初ある期間という決まりでお貸しをいたしますが、それが満期が来て返ってくるお金、こういうものでございます。

○赤桐操君 私はちょっとその内容についての資料をいただきたいというふうにお願いをしておいたんですが、まだいただけていないんですけれども、どうでしょうか、この機関別の回収金額を明らかにした資料をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員（亀井敬之君） 御指摘の機関別の回収の資料につきまして、過去にどれだけ返ってまい

りましたかというのを提出させていただくことができます。

○赤桐操君 この資料をいただいたんです。これは財政投融資原資の推移ということですね。これは大蔵省の方から正式にいただいた資料なんです。これについて今御説明をいただいたわけなんです。この内容を今私が申し上げたわけなんです。五十五年度からのやつをね。その前も欲しいけれどもその前は別に、五十五年度、六年度、七年度、八年度で結構だと思うんですが、ずっと上がつてきているその回収の状態を見たいと思ふんです。機関別にどこから上がつてきていて、こういう意味なんです。これはきのうからお願いしてあるんですが、まとめてこれだけのものですというのはいくら上がつてきているんだというところはわからないわけなんです。これは大蔵省の方からそういう資料も出てない。だから、どういふところからどういふように金が上がつてきているんだというところがわからぬですね。また残がどのくらい残つていんだということもわからない。そうすると、なるほどそれを見るとき、ああこういうところへは再貸し付けはしないのかとか、もっと別なところに貸し付けの厚みをつけるのかという計画なんかにしても理解できると思ふんです。そういう意味でこの資料をいただきたい、こういう意味なんです。

○政府委員（亀井敬之君） ただいまの機関別の資料につきまして、検討いたしまして提出をさせていただきますようにいたします。

○赤桐操君 いずれそれをいただいた上でまた改めて御質問をするつもりでおりますが、この回収金の中で、これは私のところに出てくる大ざっぱな資料なんですけれども、これはわかりませんが、疑問に思っているのは、ほかの例えば各種項目に基づいていろいろ原資の推移について出てくるのが必ず出るんですね。そうでしょう。例え

ば郵貯なら郵貯についても今年度はどれだけの一つの計画を立てて、目標を立てて募集をしていく、貯金を集める、簡易保険についても同じだろうと思ふんです。そういううまいにみんなそれぞれ当初の年度計画というものを立てて行つたわけですね。それでそれが達成されたか超えたかということは当然実績として出てくると思ふんです。これがここに報告された数字だと思ふんです、実績として。ところがこの回収金については、これをずっと見てみると、当初計画と実績というのは大差があるんですね、ところどころで。各項目別に見ると、ほとんど年度計画と実績というのは大差があるんですね。例え五十三年度の例でいくと、当初計画が二兆六千七百八十四億、これに對して実績が九千億です。それから五十五年度になると、当初の計画で六兆一千八百億、これが実績で四兆三千億に落ちちゃつてい

るんです。五十六年度では六兆六千億が七兆八千億で今度は実績が上がつてしまつておる。こういう当初計画と実績が違つていっているのは余りほかにはないんですが、これはどういうわけですか。

○政府委員（亀井敬之君） お尋ねの点でございますが、回収金といふ場合は、それぞれ各機関にお金を貸して返ってくるわけでございますが、たくさんさんの機関に對しましてお金を貸しているわけでございます。ただいま事情をつまびらかにいたしませんで申しわけありませんが、全体の機関、例えて言へば当初の回収見込みがそれほど正確になつていましてかどうか、また年度途中の充

当によりまして変動することがあるかと思ひます。ただ、先生御指摘のようなこの数字、私どもちょっと今手元におつちやつておられましたようなのがざざり当たつておりませんので、なおよく調べてみたいと思つております。

○赤桐操君 これは私が勝手につくつた数字じゃなくて、財政金融統計月報、大蔵省から出しているその中に出てくるんですよ。それを引用して今

申し上げただけですから、おたくの方で発表されている数字を申し上げた、こういうことです。

それで、どうも回収金の状態が、ほかの原資が減つてくるとこれがふえる、ほかの原資が上がつてくるとこれが減ると、こういう相関関係がこの中に出てくるんですね、見ているというんですが、不思議な現象の一つだと思つてい

るんですが、回収金というのはどんなふうには操作され、どんなふうには動いているものかというように疑問を持つわけですね。その辺もひとつ明らかにしてもらいたいと思ふんですが。

○政府委員（亀井敬之君） 回収金の中身の状況でございますが、ただいま直ちにござにちよつと存じ上げませんで申しわけありませんが、全体として各機関、政府関係機関、公団、公庫等にお貸しをいたしましたお金が戻つてまいりますものを主として計上したとおるということでございますが、そこら辺は調べましてまた御説明を申し上げます。

○赤桐操君 一般銀行の場合でもいろいろ回収するのは骨折れるようなんですけれども、少なくとも政府機関がやることですから、年次計画に従つてほとんど一〇〇％回収されるのが普通だと思ふんです。必要があれば再貸し付けということは当然あり得ることでしょう。そうじゃなくて、こんなにまで上がつたり下がつたりが激しいということ、ちょっとこうした機関が扱っている内容としては不自然ではないだろうか。私には理解できない。こういう疑問を持った質問なんです、今の話は、いいですか、それは。

○政府委員（亀井敬之君） 回収金の状況でございますが、大変変動があるというふうな御指摘をちよつといたしております。私も毎年回収金の数字自体貸出残高がふえてまいつておりますので、それに基づきまして戻つてまいりますお金が年一兆円弱程度のペースでふえてきております。という状況にございますので、それほど大きな変動というふうには考えておりませんのでござい

すが、なおよく調べてみたいと思っております。

○赤桐操君 大臣が先ほど言われました中で、毎年発行される国債がかなり重圧になってきているということですね。これはこの間も国債発行の問題をめぐって大論争が行われたわけでありまして、確かに私は国債の五十年当時から十年間考えをみると、九倍ですか、十倍ぐらいに膨らんでいますね。国債を扱っている財政の関係の状況は、ですから、確かに財政計画全体の中で大きな足かせになってきているだろうと、こう思うわけでありまして。しかし、さらに六十年以降になると、この借りが出てくるわけですね。そうすると多量の借換債等も発行されることになるわけでありまして、ますます財政原資というものが、これは減つてもふえるというところは、国債の関係で、これはないでしょうから、大変な圧力がかかってくるように思うんですね。そうすると、先ほども私から指摘申し上げましたが、財政原資の先細りというものがこれからますます増大する、そういう傾向が強くなつてくると原資難に陥つてくると、こうなると思うんですね。したがって、一般会計の方は縮小していく、なるべく抑えていく、それに對して財政で補おうとしても、なかなか財政の運用がそれに伴っていかないという困難さが出てくると、こういうふうになると思ひますね。これからとの見通し、見方というものはどんなふう

に感じておられますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かにおっしゃいますとおり、この財政というものが政策金融に使われ、そしてそれが国際競争力等を持たしてきたことに大いに役立ったという面が一つございまして。最初赤桐さんがおっしゃいましたいわゆる産業基盤の点を重視しておつたときはその面が多かつたと思うんでございまして。それが徐々に生活関連等に移行してまいりまして、それに財政原資が使われてきた。だから、そのときどきの状態によつてそういう変化がずつと生じてきておることは事実でございまして、財政原資そのものも厳しい状態に置かれておることは事実でございまして。したがって、

財政というもののについて見ましても、今までは意味においては不採算過ぎるところへ出しておつた嫌いなわけではない。すなわち、財政原資に對するいわゆる利子補給は全額一般会計で行つたりして、その財政が必ずしも受益と負担という中で合理性を生み出してはなかつた面もそれはあるかと思つております。したがって、これからは財政もそういうところに対する投資を可能な限り切つていって、まさに重点的なところへ指向していかなければならないというのが第一原則だと思ひます。

と同時に、幸いなことに、諸外国に比べて貯蓄率が三倍ぐらいあるわけでございますから、したがってその貯蓄の伸びというものが可能な限り効率的なところへこれが誘導されていって、い

わばかつて財政だしてやつておつたところの肩がわりとしても申しさうか、そうした役割をも導入していかねばならぬじゃないかなあ、それが金利の点で絶えず若干の問題を残しますところのいわゆる地方債の繰上債でございますとか、あるいは我々の方で言いますならば、今比較的金融市場を見ていいますところから借りては来ておりますものの、民間との金利差が時に重圧となることもあら、傾向としては財政投資融資というものが一つの政策目標の上に立つておつて、それをさらに民間活力で補完していくという考え方で進まなきゃいかぬじゃないかなあ、こういう感じはいたしておるところでございまして。

○赤桐操君 十二時です。もう午前の質問を終つたかと思ひますが、今の大臣の御説明の中で、そうすると大臣は産業基盤向けの投資への比重を高めるということを考えの中に申されたんで

○國務大臣(竹下登君) ちょっと表現が不足をしておつたかも知れませんが、最初は大体が復興金融公庫というのが昭和二十何年でございまして、それで大体産業基盤を高めるという方向に重点がかかつて出た、それが国際競争力を持つに

至つてそれが縮小され、むしろ生活関連とおつちやいました。道路とかそういうところへ財政の指向していったというふうな移行をたどつておる。私も、そういう移行は今後も続くんじゃないか、幾分かあるかと思ひます。先端産業とかいうんな分野があるかと思ひますが、大部分はそういう方向へ移行していくであらう。しかし、そのときに財政原資だけで不足するものを民間活力を入れて資金を満たして、その社会資本の整備等に向けていくことが必要ではないか、こういう趣旨で申し上げたわけですね。基本的には、赤桐さんがおっしゃつておりました、産業基盤から公共投資という方へずつと八対二が七対三になる、そういうふうに移行していった、そういう流れを私も是認した上でのお答えでございまして。

○委員(伊江朝雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

正午休憩

午後二時開会

○委員(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、租税及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○赤桐操君 午前は順次御発言を願ひます。

○赤桐操君 午前の質問に続きまして、財政関係でさらに続けたいと思ひますが、原資が大変窮屈になつてきているということでございます。この中で先ほど理財局長の報告にもありましたけれども、一番大きな部分を占めてきた、全体の八割を占めておると思ひますが、郵貯の資金問題だろ

もやっぱり政府、財界における低賃金政策が一つ大きな要因になっているんじゃないかと思うんですね、一つには。それから二つ目には、景気が悪くて所得が鈍化しているということ、全体に。そういうことがもちろん言えると思いますが、

特に低賃金政策というものがこの数年間ずっと続けられてきている。人事院勧告の問題を初めとしたしまして、仲裁はもちろんのこと、そうしたものがベースとなって民間賃金というものが非常に低目に低目に抑えられてきている。これは予算委員会等でも大分論争になってきているところでありますが、そういうことがなるほど個別の企業や当面の場合におけるところの負担の軽減等から見れば確かにいいかもしれないけれども、その結果は、税収面で源泉所得税なんかも大幅に大きく落ち込んでくる、ここに直接響く。あるいは最近におけるいろいろのスーパーなどの買上げだとか売れぐあいだとか、そういうものを見ておきますと、いづれも手控えの状態が出てきている。こういうところから税収全体に大きな影響を及ぼしてきているというふうには見えますがね。したがって、こういう状況の中から考えてみるというところ、こうした今までとってきた政府の政策というものは実はこういう面での端のあらわれてきている。結果的には大変大きなデメリットを背負うことになったんじゃないか、マイナスになってきているのではないだろうか、こういうように私は思っているんですが、大蔵大臣はこの点はどうお考えになりますか。

○国務大臣(竹下登君) 賃金論ということになりますと、私も余り専門的な知識を持ち合わせておりませんが、確かに貯蓄性向を支えるものといいたしましては、可処分所得がふえてくれば少なくともその二〇〇程度が日本の場合には貯蓄に回るという意味においては、物価との関係はございいますものの、これはいわば所得の向上がそういう預金高と並行するということは僕もあり得るんじゃないかというふうに思っております。

ただ、賃金というもののそのものにつきまして

は、企業の採算性、あるいは公務員でありますならば民間賃金との対比とかいろいろ算定の方法がそれぞれ職種によってあるわけでございしますので、その点私も考えてみますと、例えばアメリカにおいて例のレーガノミックスでございしますか、要するに所得減税を大幅に行った、それは貯蓄に回るのである、それがまた企業の設備投資資金に回るのであるという期待感で行われたにもかかわらず、結果としてそれが消費に回って、ある種の景気は支えられけれども、貯蓄そのものは、最近の傾向でもわかりますように、經常収支の我が国の黒字分がそのままアメリカの資本収支に流れていって、こういうような形になっておりますので、それは国民性の問題と、そのときどきのインフレ率なんかとの影響もあるかと思うんでございします。預金金利がいれば物価の上昇率に追いつけていかない場合は目減りとかいう言葉がよく使われておたつたわけでございしますけれども、したがって今日の郵貯の伸び率の鈍化というものは、我が国の高度経済成長がある種の安定成長になったということがそのままだと例して影響し、トタで今我が国が低賃金政策であるかどうかということになりますと、これは私はまた議論は別のところにあるんじゃないかな。

例えば公務員給与で見ますと、日本、西ドイツ、オランダ、このあたりが、もちろん他のアメリカを含む先進国よりも初任給は高うございしますし、そして職種によつて多少の相違はございしますけれども、例えば今の第七艦隊の水兵さんが、二等水兵さんで百六十五万、日本の二等水兵さんは百九十万でございしますから、もちろん曹長のところからぐつと抜かれてしましますけれども、必ずしもそういう国際比較の中で低賃金かどうかというところに対してはまた議論のあるところだろうと思っております。しかし可処分所得がふえることが貯蓄性向をより高めるといふ原則は私も決して否定するものではございしません。

○赤桐操君 それじゃひとつ、いろいろ考え方はあると思うんですが、郵政省はこの伸び悩

みをどんなふうに見ておられるんですか。

○説明員(山口憲美君) 御説明を申し上げます。御存じのように、我が国の家計の貯蓄率というのは四十九年以降年々下がってきているという現状傾向があるわけでございしますが、これは一つには、高齢化というものがだんだん進展してまいりますと、預金をする層よりもそれを取り崩す層がふえていくという、そういう社会構造的な問題が一つあり、なおかつ、これが年々厳しくなっているのではないかとこのように考えておりました。そういう社会構造的な問題がある。それに加えて、先ほど来お話がございしますように、可処分所得の伸びが非常に落ちてきて伸びが鈍ってきているというふうなことで、それからまたローンの部分というものが非常に伸びてきて、貯蓄をするという方からそちらの方にパターンが変わってきているというふうな、こういった一般的な要因というものは貯蓄全体について考えられるのではないかとこのように考えております。

私も、特に郵便貯金ということでもとらえてみますと、そういった中におきまして、私どものところでは、国債等を背景にいたしました自由金利と申しましたところ、そういった形の商品というふうなものを持っており、あるいはそういったものの方に資金がシフトしているというふうなことがかなり郵便貯金の不振には影響しているんじゃないかというふうに考えている次第でございします。

○赤桐操君 この伸び悩みの原因はいろいろ考えられますが、いすれにしても、その中の一つの要因としてこれは思い起こすんですが、数年前のグリーンカード制の問題のときに、この議論の際でもそういうことを感じましたし、今回の金融自由化問題に絡む郵便貯金に対するいろいろの扱い方、こういう一つの大きな金融界における転換が行われようとするときには、郵貯に対するかなりの、ある意味においては一時は悪者論まで発生したような状態があったと思ひますし、そういう中で郵貯関係に対する信頼の問題、そういうものも出てき

ているんじゃないですかね。大蔵大臣は、百年の歴史の中でもって大変大きな信頼をつくらせてきたと、こう言っておりますが、そういう面に対する国民の別な考え方が発生してきているんじゃないかなというところは私は危惧するんですが、この点についてはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、今もお話のありました、なるほどなと思つて承つておりました高齢化による社会構造の変化と、それから可処分所得の問題と、あるいは自由金利商品等へのシフトの問題は私も指摘をしたところであります。あるいはローンというものの国民の指向の変化というものもあるかと思うのでありますが、郵貯そのものに対する国の信用というものがかつてと相違しておるというふうには思いません。

ただ、いわゆる金融自由化、国際化のときにいつも議論になるんでございしますけれども、いつかここで申しまして重ねてお答えするようにございします。アメリカは、例えば銀行が一万四千五百億、ちゅうじやございせんけれども、統廃合でも申しましたように、あるいは適当な支店を設置して、日本の銀行がそれを買収するとか、そういうような金融業務そのものが一つの商品になっておると、こういう感じがいたします。したがって、その背景にあるのは、すべてが自己責任主義で、たとえ失敗しても、預けたおまえの選択が間違つておった、あるいはおまえの企業経営がなまぬるかつた、そういう背景にありますから、預金保険機構だけは日本よりちょっと充実しております。確かに、日本の場合は、かつては千八百ありましたような時代、そのときは頼母子講を除いてありますから、それを入ればもっと大層な数になると思ひますけれども、郵便貯金というのが一番信用性があり、そしてたび重なる銀行の統廃合に至つて今や百五十六行ということになって、郵便局はもろろ倒れないが、日本の金融機関は倒れないものであるという国民にある種の意識があるんじゃないか。それをしてよく言われます、護送船

団方式だと、大蔵省が一生懸命で守っておるとか、あるいはときには天下りまで一生懸命でやっておるとか、いろんな批判を受けるわけですが、いまいきいまいき、それだけに例え預金保険機構なんというのアメリカほどでかい規模じゃございせんが、それでも日本の金融機関というのは倒れないものだという種の安心感というものが、意識の変化と同時に、多様化した商品が並んでまいりますとそちらへシフトしていくというところは、私はあり得ようと思っております。すけれども、郵便貯金そのものに対する国民の信頼が失われたとは私は考えておりません。

○赤桐操君 郵便貯金に対する信頼が失われたというよりは、官業は民業を圧迫する、むしろ最近の風潮で言えば、臨調などでも論議されているように、公共的なこうしたいろいろな団体に対しては、ある意味において、こうした金融機関の方に有利な論争がいろいろある、ムードといえますか、そうしたものがかなり高まっていることは私は事実だと思ふんですね。したがって、こうした段階から、もうかなり郵貯に対する批判というか、そうしたものを強められてきている。そうすると社会全体では影響しますよ、この動きは。しかも現状では、先ほどお話がありました、金融自由化等々、さらにまたいろいろ金利の動き等も出てくる中で新しい商品が次々出てくる。ところが、郵貯の方にはそういうものがなかなかできてこない。公正な競争さえもなかなかやる立場に置かれていない。こういう状況になってくるというところ、これは郵便貯金そのものが追い込まれてくることになるはしませんか。その結果は、今いろいろと分析されておられますように、資金運用部資金の大きな基本的な問題に帰ってくるんじゃないだろうか。私はそう思うんですが、この金融政策というのについて、大蔵大臣は今の形です。よろしいと思っておりますか。

○國務大臣(竹下登君) この問題になりますと、基本的な言え、官業は民業を補完するものと、

自由競争原理の上に立脚する自由主義経済国家として考えてみますときに、そういうことに必然性を持ってならざるを得ないのではないかな。したがって、いわば、国の信用という絶対なる一つのメリットを郵便貯金はも持ちになつておるわけでありまして、同じ土台でこれを論ずるべきものであるかどうかという問題が一つはあろうかと思ふのであります。したがって、金利決定方式等も、これは三大臣合意でございまして、機動的、弾力的に整合性を持つて行方。私が党におるときにつくった文書でございまして、私も、い

ろんな工夫がなされておりますもの、その後むしろ起きてきた国際化、自由化問題ということになりますと、私どもは金融の自由化という場合、ポイント金利の自由化ということになりますので、その際の郵便貯金金利決定のあり方というものはいかにあるべきか。急激に来月からやろうとか再来月からやろうとかという考えはございせん。漸進的にやっていくかなきゃならぬわけですが、ただ郵政省だけでなく、ただ大蔵省だけでなく、国全体の問題としてそのあり方について考えていかなきゃならぬ課題だということ事実認識は私も十分持つております。

ただ、基本的には、あるべき姿としては、民業に対する補完的役割を果たすというのが官業の、これは郵便貯金のみならず、すべてのあり方の基本ではないだろうか、こういう感じは持つております。

○赤桐操君 今までの金利の決定方式等については、金利決定のプロセスを見ているというところ、一つは大体銀行関係を中心とした考え方になってるし、一つは多くの庶民、大衆を中心とした考え方になってきていると思ふのであって、この二元的な方式でできていたのがむしろ日本の場合においては、よかつたんだではないだろうか。考え方はいろいろあると思いますが、私どもはそういうふうに考えておりますがね。

さらに、この段階になってきて、当然金利の自由化というものを中心としたいろいろな新しい段階

に入ってくると思いますが、既に大蔵省の方の指導あるいは銀行関係の方の動きとしては大口関係が先行しているわけであつて、小口は依然としてその後抑えられていると、こういう状況であることは事実であります。そういう中で新しい商品がどんどん出てくる。当然これは、庶民の立場にしてみても、郵貯の動きに対してはだんだん非常に敏感になってくるだろうと思ふのであります。が、そういう中で、例えば郵貯の中で考えられる、いろいろ今まで何回か出されておりますが、この中でも可能な商品というものは認められていくべきだろうと、こう考えるんですね。そういうような形をとらないという、郵貯に対する魅力はもろろん失つてくるであらうし、社会構造の変化等もございまして、したがって、その中の一つとして考えて私たちが実は注目しておつたのは、シルバー預金というものがしばしば出されてきております。こういう構想なんかが出ておつても、これは今日まで具体化されてきていない。一方、民間におけるところの各金融機関からは新商品がどんどん出てくる。こうなつてくれば、当然郵便貯金に金が集まりにくくなるのは当たり前じゃないかと私は思ふんですが、この点はいかがでございましょうかね。

○政府委員(吉田正輝君) 預金金利の決定方式から郵貯の問題はどうなるかということでございます。確かに大口預金と申しますか、市場金利は既にある程度自由化が進行しておるわけでございます。して、例えば債券市場それからCDの分野等において市場金利は進行しておるわけでございます。そういうことになっておりますから、その点で自由化が進行しておるわけでございますが、小口預金についてどういふふうにかつていふかという問題につきましては、一方では大口預金につきましては、既にプロの世界でございまして、既に取引になじんでおるといふ面がございまして、自由化が信用秩序を書しないようにやっていくためには、そういうところから着手していくのがよろしいのではないかなというのが私どもの考え方でございます。

で、小口預金につきましてはいろいろの方法があるようでございます。

一つは、大口預金の金利の動向あるいは市場金利の動向等を見ながらその連動型にしていくなか。それから小口預金の方々は、これはプロでございせん。あるいは零細な所得を安定的に貯蓄している方々でございまして、それが始終変動すると、あるいは毎日プロのようにその動向を見詰めているというふうなこともなかなか困難で、むしろ安定的になつていく方がいいという点もございまして。

それからもう一つは、小口預金というのは郵貯ばかりでなく、中小金融機関あるいは農林漁業金融機関、そういうところにも随分集中して預けられているわけでございます。そこら辺はスピードの関係でございまして、自由化がそういうところへ急激に進展いたしますと、そういう中小金融機関の経営の破綻のような問題が出ますと、小口預金者はかえつて不安になつてくるというふうな複雑な問題も入つてくるというふうな存じております。そこら辺は、私どももいたしまして、も、いづれは小口預金の検討についてもやつていきたいと思ひます。

もう一つ、小口のセーバーという方向で見ますと、小口の資金の運用ということの方から見てまいりますと、小口につきましても、ある意味で小口の例えは中国ファンドとか、そういうような貯金の手段といふんです、手段も講ぜられて市場にも出てきておるわけでございます。そこら辺は郵貯を選ばれるか、あるいはそういうものを選ばれるか、選択の問題にも絡んでくるというふうにかつておるわけでございます。

以上、いろいろ複雑な問題がございまして、私どももいたしましては、その全体の動向を見ながら小口預金についてどう考えていくか、今後また検討してまいりたいというふうにかつておると思ひます。

○赤桐操君 もうちょっと明確な答えが出ると思つたけれども、それはちょっとわからないです

ね。大蔵省の発表で「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」の中でも述べておりますけれども、ここは大変抽象的に出てくるので、これではわからないんだが、今のお話を聞くという、いつになつて小口の方の自由化をやるかわからないということじゃないですか、あなたの御答弁では。大口の方はどんどん進んでいるけれども、小さい方は、これは安定している方がいいたろうと思うから、これはやらない方がいいだろうというふうな答弁に私は聞かされたんだがね。どうなんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 今私が申し上げたのは、最初に大口預金から自由化していくというところで、かつ既にそれは進行しておつて、かつなじみも出てきており、そこから着手していくのが現実的であるということをまず第一で申し上げたわけでございます。そこら辺は、いろいろの現象を申し上げましたから、かえつて複雑で恐縮でございます。

そこで、こういう流れに沿つて進めていくことが自然であるというふうに考えておりますけれども、小口預金につきましては、郵貯の問題について考えますと、これはまた八十兆円を超えるというシェアを市場で占めているわけでございますから、その郵貯の金利決定方式についてなお検討すべき問題がある。つまり自由化というのは、市場原理、市場のプライス・メカニズムということでございます。ところが、これは郵政の方もおられるからそのお考えもあろうかと思ひますけれども、今後とも御相談申し上げていかなければならないと思うんですけれども、その郵貯の場合には、市場メカニズムというのが働かないといひますが、官業でございますので市場メカニズムが働きます。そこで、そういう問題をどうするかという課題は確かにあるわけでございます。

それからもう一つ、私が申し上げたいいろいろの決定方式があるというのは、小口預貯金金利を全面的に自由化することの可否の問題があるということ、これはどういうふうにするか。市場連動

型で一定の約束を持ったようなものにして市場に連動した形で金利が動くのか、あるいは大口預金と同じように、日々動きますかどうかはあれとして、CDなどは日々動いておりますが、そういうようなものになるのか。そこら辺は国民経済あるいは金融制度全体にかかわる問題でございますので、私が申し上げた、あるいはわかりにくいことになりましたが、整理して申し上げますと、そういう問題もございまして問題点を指摘させていただいたわけでございます。現に、米、西独とかイギリスとか、そういう諸外国におきましても、やはりそういうことから大口預金からまず様子を見ていきながら小口預金の自由化に着手していくということです。

それから、先生御指摘でございますけれども、郵便貯金というのは日本独特の制度でございます。そこら辺に私も今後とも郵政省とも御相談しながら決めていかなければならない問題があるということを申し上げさせていただきます。

○赤桐操君 大口、小口の問題については郵貯だけの議論ではないんですよ。要するに小口全体があるわけだね。しかも大口と小口とのくらの差で考えるんですか。どこを境に考えるんですか。

○政府委員(吉田正輝君) これはある意味では、どこで線を引くかというのには非常に難しい問題でございます。ただいま例えればCDの、これは臨金法とガイドラインから外れている金利でございますが、これは自由化されている金利でございますけれども、それは大口から自由化するという一つの象徴的商品というふうに言われておりますが、五億から三億にまじりました。それから来年四月には、これはアメリカもそう言っておりますが、一億ぐらいまで下げていく、こういうことを言っておるわけでございます。それ以外に相銀界、地銀界などでもMMCなどという商品などを考えまして市場連動型商品というようにことを考えておりますが、それがいいは一億以下になるかもしれない。

そういういわば無限にと申しますか、ある程度だんだん大口が小口化していくというふうなことで、無限に近づいていくと言つて語弊があるかもしれないが、どこら辺までかというの進めながら考えていく方がやはり現実的な手法ではないかなあというふうに考えておりますが、現実にはだんだん小さくなってきていることだけは事実のようでございます。

○赤桐操君 もちろん郵貯を含めての話になりますが、大口が先行していつて小口がなかなか展望が明らかになされてない。そういう金融政策の中では恐らく大口を中心とした新商品というものがかなり魅力的に出てくるわけでありまして、小口関係の方は全部抑えられた格好になつてそのまま推移していくことになれば、大体国民大衆の六〇%以上は小口でしょう。小口をどの辺の線に引くかは、それは認識の相違があるかもしれないが、私はそう思いますよ、大体が六〇から六五、六六ぐらいまでが、大半がそうだとするならば、そういう人たちは新商品の恩恵に浴せぬ立場にある。したがって別なものに動いていく可能性は当然出てくるでしょう。資金シフトの変化が出てくるんじゃないですか。それはもう当然でしょう、このままの状態では推移すれば、だから、そういうことになれば、これはいろいろの面で小口関係の方に問題が出てくるわけなんです、大口の展望が始まつてきて、小口の方についてもこれに後から追う形をとっていくことは、それは指導上漸進的に進めることは当然でしょうけれども、こうなりますというぐらゐの展望は明確にしていくことが必要じゃないか。我々がこういうところで質問を申し上げていてもわからないんです、結局は、そうなんです、国民の皆さん方はなおわかりな思ふと思うんです、大体が、そのことを私は特に指摘しておきたいと思ふんです。その点についてはどう考えますか。

○政府委員(吉田正輝君) 先生御指摘の展望でございますけれども、それにつきましては、大蔵省

から五月の三十日に発表いたしました展望は一応持つておるわけでございます。それはまず「CDの発行単位の一層の小口化、発行枠の拡大、期間の短縮」というようなことがまず第一点、それから「市場金利に連動して金利が決まる大口預金の導入」等々、あるいは「大口預金についてワイダーバンド制の導入を含む金利規制の緩和」、そして、「大口預金の全面的な金利規制の撤廃」を行つて、引き続き「小口預金金利の自由化の検討」ということでございます。

こういうふうにならば大蔵省の「現状と展望」ではそれを示しているわけでございますけれども、米、西独とのいわゆる円・ドル委員会でのつくりました報告書におきましては、このようなプロセスは二、三年で完成させたいということになつておりますから、引き続き小口預金金利の検討ということにならうかと思ひます。これはアメリカでも十年もかかつて完成したプロセスでございますから、私どもとしてはかなり早く小口に近づいていくという感触は持つております。早晩解決すべき課題であります。そういうものがあるんだという認識の中に小口預金もいづれはくるのだということ、大口預金金利を進めていくのがよろしいかと思ひます。かつ現実的な政策であるし、信用秩序も維持する点であらうと、かように考えているわけでございます。

○赤桐操君 原則的なことはここに出てくるからわかっているんですけれども、それ以上の御答弁がないようでありますから、したがつて小口関係の方はなおどんなふうになるのかなというのが恐らく大きな課題になつてきていると思ふんです。それ以上大蔵省は明らかにしていないわけだから、したがつて、これは私は早急に明らかにすべきだと思ふんです。

それから、なぜそういうことがいろいろ必要かと言へば、それはもう今申し上げたのとおりでありますけれども、特にその中で郵貯の関係なんかを考えると、例えばシルバー預金などというものが出てきていても、こういう新商品

が出ようとしても、これは抑えられちゃってできないんじゃないですか、現実には。この点は銀行局長はどうお考えになっていますか。

○政府委員(吉田正輝君) シルバー預金という御限定でございますけれども、例えば定期預金などにつきましては引き下げるといふような過程では、郵政省とも御相談いたしまして福祉定期預金というふうなものも現にやっているとございまして、それをまた一歩進めてシルバー、お金の毒な老人の方々、零細な老人の方々というふうな預金について何か考える方法は郵政についてないかというところでございます、あるいは郵政の方からお答えいただくのがよろしいかもしれませんけれども、その老人預金について郵政省といういろいろ私どもも議論したことがございますけれども、老人の方々の中でも、これはあるいは先生から見ますと、おかしなところがあるかもしれませんけれども、預金できる方と預金できない方というふうな問題もある。あるいはそういうことでむしろ全体として預金金利の金利政策として、個別のそういうことをとるのはいいかどうかというふうな問題はあつたかというふうなことで、今まではそういうものについては認めないというふうな言葉でございますが、導入されていくのが現実でございます。で、老齢の方あるいは障害者の方、

その中で世間でいわれる弱者の方々という方がいろいろおられるかと思ひます。それ全体につきまして預金金利をそれぞれについて導入するのが正しいのか、それからそれを郵政を伸ばすためにだけやるのがよろしいのか、あるいはやるとすれば福祉定期なんかの場合には、民間についても、官業と民業はイコールフットイングだということに認めてまいりましたので、やはりそれは一緒にすべきことである。ただ、それを認めるかどうかについては、日本のかなり独特な制度だと思ひますので、諸外国には多分ないかと思ひますので、慎重に検討すべき課題ではないかと、かように考えております。

○赤桐操君 これは新しい時代に入ってくるわけですからね。特に私は官業としてやっていると

いう段階の中でもって、高齢化社会に臨む新しい形のものを出していくというところはこれからの大事なところじゃないかと僕は思ふんですね。そういう意味で、今いろいろこの問題についてやがて注目されてくる時期になってきているんじゃないかと思ひますので、重ねて新しい新しい面の開拓に大蔵省自体も積極的な姿勢をとるべきだということをひとつ申し上げておきたいと思ひます。

それから次に利子課税の問題なんですが、最近この利子課税の問題で大方いろいろ新聞紙上にもぎわつてきておりますが、いわゆる貯蓄優遇制度の問題であります。大体グリーンカード制そのものが問題になってきたというのは、これは不公正な税制になってはならないということで、このグリーンカード制によりこれをひとつ不公正化することを避けようということの問題が大きく取り上げられてきたと思ふんですね。ところが、最近における情勢はこれとは反対な方向に進んできているんじゃないか。むしろ小口のそういう預金者に対する課税というものが先行し始まつてきているんじゃないか。このことは大変重大な問題じゃないかというところを最近私は感じ始めているんですがね。この点はいかがなものでござい

○国務大臣(竹下登君) 恐らく感じとしておとり入らされておられるのは、グリーンカード制が導入されたときはまさに総合課税制度、そして一つは限度種の管理、こういうことであつたと思ふんであります。その問題が残念なことに、これは私どもの判断でございましてけれども、国民に完全に理解、評価されるに至らなかつたというので、今とちやえず凍結、こういうことになつていくわけでありまして。しかしながら、そのカードの交付手続というところになりますと、六十一年の一月ですから六十年度から始まるわけでございますから、そうなることこの予算編成期までにはその結論を出さなさいかね。

最初私も気を使ひましたのは、税制調査会で、

あれはこうなりましたと報告しても、それは一事不再議だ、おれたち全会一致で、全会一致かどうかはしませんが、決めたものだ。それを国会も一通オースライズしてやつたものを、いまだその凍結期間中に今後どうするかという問題に対する審議は一事不再議だからおれはやらない、こう言われちゃんと困るなと思ひました。しかし幸いに、国会の論議等を御報告したら、それはやつてみようというので、今また部会が、この間任期が来まして新しい部会がつくられてこれからやられるわけでありまして。

今赤桐委員おっしゃいましたように、よく世間では、本来、限度管理とか総合課税とかいうもので、あるいは財源として考えてみたかどうか、脱税防止の角度から考えようかというふうな記事がよく出ておりますので、総合課税制度から必要性を生じたものが、凍結されておる間に、今後どうしたら一番いいかということ、国会方面の議論等を忠実に伝えて、今はあらゆる予見を持たないで税調で御審議いただくのが一番至当ではないかというふうなことを、例えばきょうの議論も素直にそのまゝ報告していくという姿勢で、責任者自身であります大蔵大臣が少しでも予見めいたものを発言することを差し控えながら、公正な審議を見守つて、可及的速やかにその結論を出していただくことを期待しておるといふ段階でござい

○赤桐操君 要するに、もう時間がありませんから締めくくりたいと思ふんですが、三百万という限度の中でそれぞれ一応利子課税についての特別優遇措置は設けられてきていながら、これがやがて、きのうかおとといあたりの新聞に出ておりますが、大蔵省・自治省の話し合いがまとまつたような形で出ていた記事がありましたけれども、この中なかでいくというところ、マル優を廃止して一四%の一律分離課税案が台頭してきているようでありまして、こういうふうな形がもう出てきて

いるんですね、現実には。これはどう考えても庶民、大衆に対する大変な悪税ですよ。一生懸命働いて汗水垂らして零細な金を積み上げてくる、そういうものに対して全部今の優遇措置を撤廃して利子に対する課税をするという。一四%の課税を行つて得るのはどの辺なんですか、そういう問題が出てくると思ふんですね。そういうふうなことを考えてみるというところ、そんなにまでして赤字財政の穴埋めを考えなきゃならないのか。当初は、不公平な税制、これはそういう形になつてはならないということで、限度はきちつと決めるけれども、これに対する管理はやかましくするけれども、三百万だけはひとつそれだけ認めていく、こういう一つの枠をつくつて始まつたグリーンカード制度でしよう。それが本来の考え方はどこへ行つてしまつて、一般大衆に対する、現在貯蓄されている多くの貯蓄額全体に対して課税するといふと幾らの税が上がるか、こういう考え方の中で発想が出てきているかどうか、私はわからな

いけれども、いづれにしても、全体を対象とした一律の課税を行つていくという形に変わらうとしているんですね。これは大変私は逆行した考え方になっていくんじゃないかと思ふんですが、最後にひとつ大蔵大臣御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは赤桐委員の今おっしゃつて論議から論議すれば、その論議はそれなりに通用する論議であると思つております。それで、五十八年十一月の中期答申をございまして、五十八年三月末で二百二十六兆円に達し、個人貯蓄残高のはば六割を占めるに至つていまして。と指摘した上で、「貯蓄奨励のための政策税制としては、現行の非課税貯蓄制度は往時に比べてその意義が薄れてきていると考えられる」。そして一方、「預金、貯金等の種類別を問わず、仮名、借名等による非課税制度の濫用が少なからず見受けられる」。赤桐登があつたり竹下操があつたりしちゃいかぬといふことではございませう。そういう指摘がありまして、「現行制度の種々の問題を顧慮すると、

非課税貯蓄制度について、その対象となる金融資産相互間における制度面、取扱い面の権衡にも配慮しつつ、今後、その見直しを検討し、合理化を図っていくことが適当と考えられる、こういうふうになされたわけでございます。

で、この間の七月六日に税制調査会新メンバーになりましたので、会長さんにかわっていらつしやいませが、特別部会の設置が決定されて利子配当課税のあり方についての検討が開始されるという段階でございますので、先ほど申しましたように、私どもとしては、税調の中間答申を一応お出しただいて、そしてグリーンカードの問題が現在凍結されておる、そういう環境の中では予見を挟まないで、推移を今は慎重に見守っておるといのが現状でございますので、今の赤桐さんの三百万円、この問題にも議論ございますが、庶民の貯蓄意欲とかそういうことを支えるために今日までとってこれた税制そのもののあり方を是認するという立場の御議論も正確にお伝えすべき問題であるというふうに考えております。

○増出啓典君 それでは、まず来年の予算編成の問題についてお尋ねをしたいと思います、五十八年度は四千五百三十八億円の税収増で、赤字国債の減額が三千四十億円、その他等々で剰余金が二千四百九十億円に達するとのことであり、この剰余金はどのように全額国債整理基金に繰り入れるのかどうかですね、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) これは要するに剰余金の生じた半分は入れるという法律上の定めがございますが、大平大蔵大臣時代からの答弁によつて当面この全額を入れるということで、現在基本的な立場を申し述べるとおっしゃいますならば、そのとおりではなからうかというふうに思っております。

で、過去数年間いろいろな経過がございました。例えば国会で御審議いたしまして、五十五年の四百八十四億でございますか、これは昭和五十

五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律で戻し税に使ったこともございますし、それから近いところでは、昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律でいわゆる減税財源に充てたこともございますが、あくまでも私どもの趣旨といたしましては、この財政法第六条剰余金処理ということ、大平大蔵大臣答弁というものが政府としての本筋の姿であるというふうに考えております。

○増出啓典君 五十八年度は景気が順調な回復を見せておるといふことの一つの裏づけが法人税等を中心とする税収増ではなかったかと思ひます。日銀総裁や経済企画庁等も景気の回復がかなり確かなものであると。こういう点から考えると五十九年度においては自然増収が期待されるわけであり、大蔵大臣としてはどのような御所見をお持ちになっておられるのか伺いたします。

○国務大臣(竹下登君) これは確かに今おっしゃいましたように、五十八年度当初三・四%の実質成長を見込んで国会等でもお答えを申し上げておりましたのが三・七で大体見込めたと、内需一・九、外需一・八でございますが、したがって、九、外需一・八でございますが、したがって、これは暑いときには暑くて寒いときに寒いと電力というのは大変利益が出るわけでございます。そういう三月期の電力等を主軸とする法人税に支えられまして増収が出た、こういう実態でございます。

したがって、五十九年度は、一般論を言いますと、それがけたになるから、それだけけた戻せばさらに伸びるんじゃないかと、こういう議論が当然出てまいるわけであります。五十九年度は四・一%ということをおっしゃいます、五十九年度は四・一%と四・八だとかあるいは五%成長するんじゃないかと、こういうような各種調査機関のものもろの意見があることは事実でございます。が、今は何分四・五、六と三カ月歩いたばかりでございます、そして六月税収そのものがまだわからな

どういふふうに見込めるかということ、にわかにもお答えする環境にはないではないか。

それともう一つ言えますのは、この法人税におきまして昨年の十二月、いろんなヒアリングをしましての伸びを算見込んでおるわけでございます、国会であるいはこの法人税の見積もりは少し大過ぎやしないかと言われる心配も、若干これは政治家として心の中ではないが御審議賜つたわけでございますので、法人税等がかなり五十八年度下期からの状態を見込んである程度高目に二けたの見込みが立つておるといふ状態でございますので、必ずしも自然増収がまた大いに見込める状態にはないではないかというふうに考えております。

○増出啓典君 そこで、先般の「財政の中期展望」によりますと、六十年には一般歳出の増を五・二%とした場合要調整額が三兆八千二百億円と、こういうことでございますが、今新聞報道では、例えば国債整理基金への定率繰り入れを一兆八千億を五千億にするとか、あるいは退職給付引当金を下げるとか、そういう増税の話もいろいろ出ておるわけであり、大蔵大臣としては、歳出カットあるいは税収増、こういう点についてはどういふお考えであるのか、あるいはまたどういふスケジュールでこれから決めていくのか、これをお伺いしておきます。

○国務大臣(竹下登君) まず六十年予算、いわゆる要調整額をお示ししております、この「展望」の中で三兆八千二百億円ということをお示しておるわけでございます。そこで我が国の財政というものを考えてみますと、私もしみじみと思つてございますが、二千四百九十億円の剰余金が仮に出た。これは筋としてもちろん全額国債整理基金に入れるべきものだ。これはたとえ百二十兆の中から言えば少額でございますし、それが偉大な姿勢だというふうに考えてお

ります。事実、私も仮に一兆円を本日発行いたしました、先般来借るかえ禁止規定を取りました財確法でいろいろ御議論をいただきましたが、これを十年に六分の一ずつ元金を減してい

ながら金利をずっと掛けてみますと、結局最終的には三兆七千億お払いしなきゃならぬ理屈になってまいります。一兆の元金を含めてでございますけれども、そうすると、考えようによれば、百二十兆後世の納税者にツケを回しておるんじゃないか、ある意味においては三百兆以上のものをツケ回しをしておると同じ結果になるんじゃないかというのを考えますと、昭和四十年まで公債発行なしにおやりになった先輩は偉かったなあと思ひます、昭和五十年まで赤字公債を発行しないで運営されてこれた方々は偉かったなあ、私は本

当に偉くないなあ、こういう気持ちがあるわけでございます。それが時に緊縮財政などと言われるゆえんのものでございますけれども、心情的にだれしも子孫に借金を残すことを好む者はおられないので、そういう感じがいたします。したがって、この六十年予算というものもそういう財政改革路線の上に立つて厳しいものにならざるを得ない。

そこで、手順はどうなるか、こういうことでございますが、今おおよそ考えておりますのが、今月内にいけば概算要求の方針を決定しようと思つております。それから法律、政令に基づきまして八月末までに概算要求を各省において出されていくということになるわけであります。そして一応十二月まで、それから各原局と調整権能を持っております大蔵省とでいろいろな議論をいたしまして、十二月末までに編成をしよう。したがって、今とちやええの概算要求の問題は、これは歳出の方でございますから、その財源という議論になりますと、これから税制調査会も開かれますが、勢い九月から十二月までの間がいわゆるこの財源問題、あるいは俗に言われる不公平税制の是正の問題とか、そんな議論が行われていくという

手順になるんではなからうかというふうにお考え
おとところでございます。

○塩田啓典君 きよの新聞では、臨時行政改革
推進審議会の行政改革小委員会が報告書を出し
ておるわけでありませう。先般来からいろいろと野
党を通じて公共事業等による景気拡大策が出され
ておるわけでありませうが、それに對してこの行革
審小委員会の意見は全く反對の方向の意見を示し
ておるわけでありませうが、大蔵大臣としてはこの
報告書についてどのようなお考えであるのか、ま
た特にその中でも、地方自治体への補助金とか、
そういうようなものを削減する、こういうような
方向が示されておるわけでありませうが、大蔵大臣
としてはこういう方向についてどのようなお考え
であるのか、これをお伺いいたします。

○国務大臣(竹下登君) これは私もちよつとき
うも記者クラブからコメントを求められたわけで
ございませうけれども、いわばこれは小委員会報告
でございまして、行革審の意見書という形になっ
て出るのはたしか二十五日というふうに承つてお
りますので、その段階でコメントするのはいかに
かというふうに考えましたものの、その段階なり
の私なりのコメントはしても結構であろうという
ふうに考えまして、行政改革小委員会報告の趣
旨というものは随分苦心して御議論の末とめら
れたものでございませうので、これらを十分尊重し
て実行に移すように最大限の努力をしなければなら
ない問題だというふうな理解をいたしておるこ
とでございます。

○塩田啓典君 それから、先ほど赤桐委員からも
質問がございましたが、利子所得課税の問題であ
りますが、先ほどお話がありましたように、当初
は不公平税制の是正、こういう観点であったわけ
でありませうが、最近では財源対策という面も出て
きているように思ふわけでありませう。

そこで、今税制調査会で審議しているようであ
りますが、大蔵大臣としてのお考えはどうな
のか。余り意見を言うことと予見を与えるからとい
つて、いつも大蔵省としての意見は当委員会等では
述べられたことではないわけでありませうが、私は大
蔵省としてこうあるべきであるという、そういう
意見をはっきり示して、それを税制調査会であ
る論議をしていただく、みずからの現下におい
て一番いいという案を示すべきだと思ふんで
す。その点のお考えはどうなのか。

それと、今言いました財源対策が主なのか、不
公平是正を主に考えておるのか、この点大蔵省の
お考えはどうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはマル優制度の見直
しと俗に言われます言葉は、このマル優、郵便貯
金等の非課税制度の見直しということになるで
ございませう。この非課税制度の見直しは利子配
当課税の適正化の観点から行われるものである。
すなわち言葉が適切かどうかは別といたしまして
も、今おっしゃいます配当課税の適正化とはすな
わち公平化と、こういうこと、逆に言えば不公平
是正ということが主体であるべきだということに
思つております。財源対策という議論は、結果と
して仮にもし財源が出たときに考えるべきもので
あって、本来の姿は利子配当課税の適正化の観点
からこれは行われるべきものであるということま
では、私は正当な主張としてお認めいただけるも
のではなからうかというふうに考えております。

そこで大蔵省が、言つてみれば、確たる方針を
示してという御議論でございませうが、それも一つ
の、先ほど来も議論いたしましたが見識である
うと思つておりますが、何分にもこの問題、私ど
もいたしましては、なかなか、私事にわたつ
て失礼でございませうが、私から見れば、グリーン
カードの法律を提案したときの大蔵大臣でありま
して、それを凍結するときの大蔵大臣でもあ
つたわけでございますので、諸般の偉大なる責任
を痛感しながら考えますと、お偉い先生がせっか
く一事不再議などと言われないで検討してやろうと
おっしゃった限りにおいては、あらゆる予見を扶
まさないで、せっかく今始まったばかりでござい
ますから、その推移を静かに見守るという姿勢が適
当ではなからうかというふうに思つておるところ

であります。

○塩田啓典君 次に、これは通産省、それから経
済企画庁にお尋ねをしたいわけでありませうが、我
が国の民間設備投資がここ数年非常に不振であ
つたこともあり、アメリカに比較して企業設備の
老朽化がだんだん目立ってきておるのではないか
と、このように言われておるわけでありませう。私
がいただきました資料を見ましても、いわゆる設
備の年齢というものが、国際比較で、日本は大体
石油ショック以後だんだん設備の年齢が延びてき
ておる、ところがアメリカはだんだん減つてきて
おる。こういう点から非常に長い将来から見る
と、日本の経済が国際競争力においてアメリカに
劣っていくのではないかと、そういうような危惧
をする意見もいろいろ拝見するわけございませ
うが、そういう点の心配はないのかどうかです
ね。まずこれは通産省からお伺いしたいと思います。

○説明員(植松敏君) 今御指摘の点でございませ
うが、日本開発銀行の資料を見ますと、アメリカ
の設備の平均年齢が最近低下傾向をたどつており
ますのに對しまして、我が国の設備の平均年齢は
逆に、最近、先生御指摘のとおり、設備投資の停
滯等もございまして、上昇傾向にございませう。平
均値で見ますと、開銀の資料を見ましても、我が
国の場合が八年強、それからアメリカが九年程度
というところで我が国の方がまだ若干若いというこ
とでございませうけれども、将来の我が国の産業の
活力維持という観点から見ますと、こういう傾向
というのはいくつの不安材料ということは先生御指
摘のとおりでございませう。

ただ、いろいろ業種、業態によりまして設備
投資の動向等いろいろございませうので、今後こ
ういった設備投資の動向、設備の年齢等、どうい
うふうに推移するかということと慎重に見守つて
いく必要があるか、そういうふうに考えており
ます。

○塩田啓典君 最近ではアメリカの民間設備投資意
欲というものが非常に急激に回復しておる、この
ように言われておるわけでありませうが、その現状

はどうなのか。また、日本もことしの第一・四半
期等はかなり民間の設備投資も回復しているよう
に聞いておるわけでございますが、この日米の比
較はどうなんでしょうか。

○説明員(植松敏君) 民間の設備投資の動向で
ございませうけれども、とりあえず一九八四年、本年
の第一・四半期のところまでしか得ておりませ
んけれども、我が国の場合、国民所得統計の速報を
見ますと、年率で二・四％、対前期比で三・三％
の伸び、アメリカの方が相当高い二・二％程度の伸
びを示しております。商務省の見通しでも一・四
八％程度の伸びがことしは期待されるのではない
かというふうに見通しがなされております。そう
いう意味で我が国の設備投資もことしに入りまし
てからかなり回復してきたということござい
ますけれども、アメリカの方が一層テンポが早い
というふうな状況かと思ひます。

○塩田啓典君 これは米國は日本よりもかなり金
利が高い、そういう状況であるにもかかわらず非
常に投資がふえるという。これは投資減税とかそ
ういうような税制においても非常に日米間の差が
あるのではないかと。先般も、法人税の実際の税負
担をアメリカと日本と比べると、非常な違いがあ
るといふような記事を見ましたわけでありませ
うが、こういうような記事の比較という点につ
いては、これは大蔵省にたいして思ひますが、どうい
う違いがあるのか、それはどうなんでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まず私からお答えをいた
しまして、特に日米の法人税問題における負担割
合というの若干専門的なお答えが必要でござい
ますので、主税局長の方からお答えさせていただきます。
確かに租税特別措置あるいは投資減税、これは
租税特別措置であるという考え方に立ちますと、
最近よく言われる言葉では租税支出、言つてみれ
ば租税で、いわゆる一般予算の中からあらわなく
て、税を出すことを少なめることによる租税支出
というふうな言葉も使われておるわけございま
すが、我が国においても租税の優遇措置というよ

うなものに對しましては、その都度必要性に應じてやっておりますが、相対的には特別措置というものは漸次整理すべきものであるという税制調査会の答申の流れで今日に至っております。

それにいたしまして、中小企業あるいはテクノポリス等々せっかく皆さん方の御協賛をいただいて投資減税というものをやったわけでございまして、投資減税でいつも税当局から考えてみますときに、果たしてその制度があつたから設備投資がされたものであろうか、あるいは企業の責任において今設備投資の時期だから設備投資がされたものであるかという、言つてみれば、その効果の判定というのは非常に難しい問題でございまして、いわゆる心理の問題は別といたしまして、そこで勢い消極的なお答えを述べがちになつてゐるわけにございまして。

私ももといたしまして、アメリカとの差ということになりまして、一つは金利はこんな違いがございまして。当初のレーガノミクスというものは、いわば所得減税等においてふえた可処分所得の多くが預金に回つてそれが設備投資の原資になる、こういう考え方だつたと思ひますが、消費にこそ回れ、余り貯蓄に回らなかつた、したがつて一方財政赤字も削減できなかったから金利は高くなる、したがつて資本の流入というものが自然に起きていった、高い資本ではございまして。ただ、伝統的に申しまして、いわゆる自己資本比率というものが日本とアメリカとの企業では大變な相違がございまして。この点が金利がたとへば倍でも金額が半分なら同じという下世話な理屈でございまして、そういう点はあろうかと思ひんでございまして、私どもとしては今自律反転という状態が出ておるときに、新たにそこにその効果の測定の難しい特別措置、すなわち投資減税等を行う環境にあるかどうかというふうなことになるかと、まさに財政問題もございまして、慎重に配慮しなければならぬ問題ではなからうかというふうに考えておるところであります。

○政府委員(梅澤節男君) 今大臣から御答弁のあつたとおりでございますが、若干補足して申し上げることをお許し願ひますと、ただいま委員が御指摘になりました点で、アメリカの設備投資、民間投資の動向と税制との関連について一体どのようになつてゐるかという問題でございまして。

私ども内部で常々議論しておるわけでございまして、基本的には私もこの問題について問題を持つておりますのは、この設備投資の水準といふゆる投資に関する税制というものと、この税制があるから設備投資に非常に大きな影響を及ぼすというふうになかなか考えにくいのではないかとございまして。

例えば先ほど委員が御指摘になりましたアメリカの投資減税、設備投資の税額控除の制度がございまして。これがアメリカの設備投資を大きく支えているのではないかと議論が、こういう議論が昨今とみに行かれておるわけでございましてけれども、実は現在のアメリカの投資税額控除の制度は一九六〇年代の初めに、ちょうどケネディのころにこの制度がつくられて、途中一、二回途切れたことがございまして、六〇年代、七〇年代、八〇年代を通じてあの制度をアメリカは税制として持つておつたわけでございまして、その期間のアメリカの投資と日本の投資を比べてみますと、GNPに対する民間投資のウェイトからいへば、我が国の場合は大体一七%前後で非常に高水準で推移しておるわけでございまして。アメリカは大体一〇%前後の水準で推移しておるわけでございまして、構造的にあの税制があるからアメリカの投資を支えておるといふふうには考へるの、なかなか考えにくい問題ではなからうかということができます。

それからもう一つ最近議論になつておりますのはアメリカのACRSの制度でございまして。加速度償却の制度でございまして、これは先ほど委員がお触れになりました我が国の設備投資のいわば経過年齢といふ点で、ビンテージとアメリカとを比較した場合になかなか問題があるという、これも昨今起つてまいつた議論でございまして、

ども、この問題につきましては、いづれ秋口に政府税調等で私も御議論いただかなければならぬと思つておられますけれども、私も現在ある種の子感として持つておられます問題意識をいたしまして、こういうビンテージを比較する場合も、マクロで比較して果たして問題の実態がつかみ得るのかどうか。これは先ほど通産省の方からも若干コメントがあつたわけでございましてけれども、むしろ業種ごと、あるいは産業構造をもう少し子細に見て、どの部分の生産設備のビンテージがどういふ傾向にあるのか、そういったもう少しきめの細かい議論をいたしませんと、今後の我が国の設備投資に對する例えは我が国の税法上の耐用年数のあり方とかあるいは償却のあり方という点も、もう少しきめの細かい議論をする必要があるのではないかとございまして。

それからもう一つは、そういった結果としてアメリカの法人税の実効税率が我が国に比べて非常に低いということ、これも最近やかましく言われておるわけでございましてけれども、この実効税率に對する私も大蔵省の考え方は、これは常々委員会でも申し上げておるわけでございましてけれども、基本的にはそれぞれの国の法人税制の基本税率でもつてまず税率水準というのには比較されるべきであるということにございまして。何となれば、もちろん我が国もそうでございまして、アメリカもそうでございまして、先進諸国それぞれ政策税制と申しますか、租税特別措置を持つておるわけでございまして、その租税特別措置の効果を、これは課税ベースを短縮したり、あるいは税額を控除したり、いろいろな手法があるわけでございまして、その税負担の効果というのには業種ごと、企業ごとに全部違つたわけでございまして。したがつて、そういったものをマクロ的に比較するといふことはむしろ理論的には非常になじまないといふこともございまして。

それから、例えば同じ業種の実効税率負担を比較するといふことも可能でございましてけれども、その場合によほどきちんとした方法論をとつても

らわなないと議論がミスリードする。それからそういった意味での実質税負担を議論する場合にそれぞれの租税政策の効果というものを議論して見る必要があるだろう。例えば一般論でございましてけれども、アメリカの場合、先ほど申しました投資税額控除のほかに我が国では早くやめてしまひました輸出振興税制のようなものが特別の業種に非常にきいておる結果になつておることは、これは否定できないと思ひます。しかし、さればといつて、アメリカの法人税の水準がそういう個々の例から見ても低く日本も法人税の負担水準を下げるべきであるという議論は、これは政策的にも成り立つ議論ではございまして、理論的にも誤つておる。もちろんことしの法人税の一・三%の引き上げによりまして我が国の法人税の実効税率が戦後最高水準になつたといふことは、私も否定いたしませんし、先進諸外国の中でも今や我が国の法人税の実効税率負担が必ずしも低くない水準にきたといふこと、これも否定しないわけでございましてけれども、さればといつて、それが我が国の企業のビヘイビアに對して非常に重大な障害があるのかないのか、それははわかにかに即断できない問題ではないかというふうに考へておるわけでございまして。

○塩田啓典君 そういう税制というものがどの程度影響するかというの、今言われたように非常に難しい問題だと思ひます。ただ、アメリカのそういう動きにもよく我が国としても関心を持つて、アメリカが、研究投資の問題にしても、非常に有利な税制をしき、そのために我が国の研究開発力というものに差がつくようなことがあつてはいけないうんじやないか。そういう意味で、政府としてもそういう点に十分配慮してやつていただきたい、こういうことを要望したいと思ひます。

それと経済企画庁にお尋ねをしますが、今、来年度予算等をめぐつて、一方では公共事業をもつとふやせといふ、こういうような意見もあるわけでありまして、しかし、先ほど申しましたような日本の経済の国際競争力を強くしていくという点

では、投資減税等の方がはるかに効果がある、こういうような意見もあるわけですが、そういう点の経済企画庁としての考えはどうか。

また、先ほど申しましたような日本の企業の行動が何となく投資よりもマネーゲームというか、ある意味ではそうなっているんじゃないかという、そういうようなことを指摘している人もいます。そういう問題についてはどのようにお考えであるのか。この御意見を承りたいと思います。

○説明員(吉岡勝彦) 経済企画庁の経済研究所で開発しております世界経済モデルそのものでは、投資減税が設備投資に及ぼすプラスの効果、それから法人税減税が設備投資に及ぼすプラスの効果というものは、比較することができないわけですが、別途に同じ経済研究所で行いました所得税減税と投資減税についての比較研究を昨今発表しました。

それによりますと、こういった議論は、まず第一に特定の経済理論に基づいて行っております。ここで私たちが採用しました設備投資を決定する理論といえますのは、トービンという学者が開発しましたトービンのQ理論というもので、これは将来の税引き後の法人収益と、それから企業が購入します投資財の価格というものを比較して、将来の税引き後の法人収益が高ければ高いほど設備投資はふえるという理論であります。

この理論に基づいて推計式をはじき、実際に計算してみますと、法人税減税と投資減税と比較した場合、それが設備投資増加に及ぼす影響というのは、投資減税の方が法人税減税の場合よりもかなり大きな効果を持つということが言えます。

その理由は、法人税減税の場合には、それだけがまず法人税そのものを引き上げますけれども、他方で法人税減税をいたしますと、企業にかかわる経費に関する所得税控除の部分というのと同じ時に減りますので、相互に相殺し合います。税引き後の法人税が必ずしも十分にはあえない。それに

対しまして、投資減税の場合には、投資を行った額に対して減税を行うという直接的に企業のコストを下げる効果がございまして、設備投資をより促進する効果を持つ、そういった結果が私どものところでは出ております。

ただし、こういった計算結果というのは、今申し上げましたように、特定の設備投資決定理論に基づいていると同時に、それを推計する上での推計上の誤差もありますから、一応の目安として法人税減税よりも投資減税の方が設備投資をふやす方向の大きさはかなり大きいというところは申し上げることができるとは思いません。

利率が高過ぎることによってマネーゲームを行う可能性があるのではないかと、今申し上げても、私どもはこれについて特別、今日の状態で利率が法人利潤率よりも高いためにそういうことが特に起こっているということを検証している研究結果を持っておりませんので、直接それにお答えすることは残念ながらできません。

○塩田啓典君 これは大蔵省にお伺いいたしますが、通産省では特に先端技術関係部門進出企業に対する税金優遇策を要請するとの意向を固めているようでありまして、これは御存じのように、テクノポリス構想が全国にできまして、そういう地方に産業立地を分散させ、そして地域経済活性化にインパクトを与えるという、こういう目的を促進する意味においてそういう要望が出されておるわけでありまして、大蔵大臣としての御所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) このテクノポリスに關しますところのいわゆる投資減税、これは既に御審議をいただいた問題でございまして、今通産省からどういった御要請があるかというようなことは、今日時点で私も軽々に議論すべき問題であるとは思っておりませんが、この五十九年度改正でテクノポリス地域に立地する場合の投資についての特別償却を認める措置を講じたというところがございますので、今厳しい財政事情下にあつてさらに新たな税制上の優遇措置を考へるとい

は、環境としては困難な環境にありはしないかというふうに思っております。

で、我が国経済が設備投資が伸びを高めるなど国内民間需要を中心に順調な推移を示しておりますので、言ってみれば、景気は自律的な回復局面にあるという認識の上に立つべきではなからうかというふうに考えております。

それと、これはいささか言い過ぎになりますが、我が国産業の構造というものは、税制の優遇措置というものは、確かに逆に申しますならば、補助金を出さなければ、出すべき税金を出さないで済むようにしたと、こういう議論も確かに今日行われておるわけにございまして、優秀な労働力、そして高度な技術開発、そういうこと、そしてまた先進国中まれに見る労使関係とも申しますが、そういうものが私は何よりも我が国の産業にとつて大変なそれを押し上げていく要因であつて、今自律回復という基調の中でさらに新たな措置というものを期待する以上に、優秀な労使関係とか技術力とかということに期待するのがオーソドックスな考え方ではないかな、こういう感じも持っております。これは別に先端技術の特定した税制上の問題を議論して申し上げたものではございません。

○塩田啓典君 次に、これは円の為替相場は先週一ドル二百四十二円台を突き抜け、瞬間ベースでは二百四十三円までつきました。このところまた円安を一層強めているわけですが、その背景についてどのようになら分析しておるのか。

また、円の国際化ということによって円が本来の力を示すんじゃないかと、こういうようなことも期待されて、その方向に進んでおるわけですが、なかなかその効果があらわれていない。このまま円安が進行すれば、輸入物価のはね返りで国内景気への影響が懸念されるほか、一方で輸出増による経済摩擦も非常に憂慮されるわけでありまして、政府としてはこの円安対策について今後どういふことを考へておるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(行天豊雄君) 先生御指摘のとおり、円の対ドル相場は七月初めに久方ぶりに二百四十円を割り込みまして、今日現在二百四十円台にとどまっております。その意味では円安の状況にあるわけにございまして、この際ぜひ申し上げておきたいことは、先生も御指摘になりましたとおり、現在の状況は決して円が安いということではなくて、ドルが高い状況というふう

に理解すべきだろうと思つてございまして。

ちなみに、今からちょうど四カ月前でございしますが、三月の中ごろ、当時はドルに対して円が最近では一番高かった時点でございまして、例えば三月の十六日、この日の円の対ドル相場は二百二十五円にございました。その後、現在の二百四十円台まで円安になっておるわけにございまして、円とそのほかの通貨の関係をみますと、同じ日に、例えば円とドイツ・マルクの相場をみますと、一マルクが当時は八十五円九十九銭にございました。それがきのうの相場では八十五円五十三銭、ほとんど変わっていない。それからスイス・フラン、これは当時が一フランが百四十五円五十三銭、きのうが百四十三円三十三銭、これは円がそれだけ高くなつておるわけにございまして。さらにイギリスのポンドと比べまして、四カ月前は一ポンドが三百二十五円三十八銭というところでございましたが、これもきのうは三百十九円九十銭というところで、こういう数字からもおわかりいただけますとおり、今日の状況というのは、ドルがほかの通貨に対していわば独歩高の状況を示しておるというところではなからうかと思つてござい

ます。

こういうドル高の背景は何かという御質問でございまして、米国の金利が非常に高い。御承知のとおり、ことしの二月ごろから米国の金利はまたじりじりと反騰してまいりまして、現在高どまりという感じ、将来についてももう少し上がるんじゃないかというふうな予想をする人も多いようございまして、短期金利でも一％台、長期金利では二・三％台というふうな高金利の状況でござい

まして、したがって、日本との金利差も五%とか六%とかいう状況になっておるわけでござい

ます。二番目には、米国の景気回復が大方の予想に反しまして非常に強いということではなからうかと思ひます。ことしの第一・四半期はGNPの実質成長率九・七%、年率。第二・四半期も多少スローダウンはいたしましたけれども、五・七%という

ような非常に力強い拡大を遂げておまして、しかも物価の方は二%台というように安定しておりまして、失業率も一年前と比べますと三%も下がって、現在は七%と、こういうことでござ

いますので、米国の経済のそういった国内要素については、何といひますか、非常に力強いものがあるというのが国際的な評価になっておるんじゃないかと思うわけでござい

ます。さらに中近東情勢等も依然として不透明なこともござい

ますので、そういうものもろろの事情によつて、ドルに対する選好というものが現在国際的に非常に強い。私も恐らくこういうところが現在のドルの全面高の背景にある事情ではなからうかと思つておるわけでござい

ます。こういう状況が長続きいたしました場合に、国内経済あるいは貿易摩擦というような関係でぐあいが悪いことが起こるのではないかという点の御質問でござい

ますが、確かに理論的に申しますと、円安状況が続きますと物価への影響というのは考えられるわけでござい

ますが、ただ、御承知のとおり、日本の場合GNPに占めます輸入の比率というの

も一三%台というように割と低いところでございますし、現在までのところ、最近の円の相場

の相場のゆえに非常に大きな国内への物価の悪影響があるというふうにも考えられないのではないかと

いうふうに思つております。ただ、確かに最近の日本の国際収支は相当大幅な黒字が続いてお

ります。他方、米国の場合はこれまで非常に大幅な経常収支の赤字が続いてお

りますので、将来もし米国で失業率がまたふえてくる

とか、あるいは企業の業績が悪化してくるといふようなことになり

ますと、日本の黒字に対する批判といふようなことが起こつてくるおそれがない

というふうには言えないと思つてわけでござい

とであれば、大蔵省としてはそういう場合に認可するのだからですね。大体地方は一県一地方銀行で、一つでは威張るからもう一つつくって少し競争させた方がいいんじゃないかと、こういうような意見もあるわけで、そういう意味で、そういう点はどうかですか、希望すれば十分大蔵省としては認可するわけですか。

○政府委員(吉田正輝君) 今の塩田委員の御質問は、一斉転換論ではなくて、相互銀行の中から一部あるいは数行等が普銀に転換を希望する場合はどうかという御質問というふうに解して、先ほどの御質問ではない単独転換、いわゆる単独転換の御質問だと解して答弁させていただきます。その、いわゆる転換法というのがあります。その転換法では、金融の効率化という見地もございまして、幾つかの転換の基準を示しているわけでございまして、例えば我が国の円滑な中小企業金融に支障を生じないか、あるいは普銀転換により金融機関相互間の適正な競争関係を阻害するなどの金融秩序を乱すおそれがないか、それから第三番目としては、普銀転換後に行う業務を的確に遂行する見込みが確実であるかというような観点から転換法によって検討していくことになるのが理論的にあるわけでございまして、これは制度論あるいは政策論は別として、理論的には、少なくとも法律上はそういう理論があるわけでございまして、それから、まさに先生御指摘のとおり、仮に地銀になります場合には、むしろ地銀の競争、あるいは地銀の効率化、競争相手ができて競争を促進して地域金融の効率化を図るような面もあるかどうか。それは先ほど申し上げましたような適正な競争関係を審査する視点などにも含まれると思うわけでございまして、そういう問題がございまして。

ただ、相銀界におきましては、もう一つの議論といたしましては、転換を希望いたしますと、単独あるいは数行で希望いたしますと雪崩現象を生じるようなことにならないかというようにございまして、ついでにけるものもついでにけないものも一

齊に雪崩現象を生じるんじゃないかというように、危惧も業界の中にあるようでございまして。その是非論は別といたしまして、そういう問題についてどういうふうにかえていくかということもございまして。そういうような問題がございまして、私どもとしては、先ほど申し上げました理論的な問題点、法律的問題点、あるいは政策面としてどういうふうにかえていくか、それから業界の希望として、全体としてどう考えるか等を総合判断して慎重に考えていく必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

○塩田啓典君 それでは、最後にサラ金の問題についてお尋ねいたします。

昨年十一月から法律が施行されて、私もその後の経過については予算委員会等でもいろいろお尋ねをしたわけでありますが、最近ヤタガイクレジットの経営危機が表面化したわけであります。が、正直言って、この原因は何か。放漫経営とも言われておるわけであります。もう一つは、銀行が融資を引き揚げた、そして逆に、大蔵省の指導もあって、直接じゃなしに間接的に融資をしたために金利が高くなって、そのためではないかと、あるいはサラ金規制法施行により取り立てが厳しくなったのではないかと、そのために倒産したのではないかと、こういうようなことが言われておるわけでありまして、大蔵省としてはこの事件の原因をどのように理解しておるか。また、このサラ金、ヤタガイクレジットの経営危機というものをどのように位置づけておるかとお伺いします。

○政府委員(吉田正輝君) 最初に、ヤタガイクレジット株式会社の経営破綻の理由でございまして。先生からもちょっと放漫経営ではないかというように御指摘がございましたが、私どももいたしましては、個別のサラ金の経営内容まで入るといって、権限を、あるいは使命を法律上与えられておりませんで、行為規制のところの分野に限られております。そのような関係もございまして、そのヤタガイクレジット株式会社の経営破綻の理由について

では、必ずしもつまびらかにしないわけでございましてけれども、一般的には、一つは過剰貸し付け、二つは不良貸し付けなどに基きます貸し倒れの累積、あるいは社会的批判を受けるような営業行為によりまして顧客が離反してくるというような各種の要因で経営が悪化したというように、ななどの原因ではないかというふうに考えられるわけでございまして。

それで、大蔵省の銀行局長通達をお示しになつておると思いますが、一つは、金融機関に對してサラ金融資の自粛通達をそういう結果をもたらしたのではないかと御質問でございまして。これにつきましては、五十八年九月末の金融機関からのサラ金業者に対する融資残高を私ども持っておりますが、直接のサラ金業者に対する融資残高は五千六億円でございまして、それからサラ金業者の關係会社に対する融資残高は五千二百六億円でございまして、六カ月前の五十八年三月末に比較いたしますと、直接貸しの方が七十一億円で、それから間接の方は八百九十二億円で、顕著というところではございませぬけれども減少しているわけでございまして。その結果が、結局その経営危機になったのかということではございませぬけれども、その残高は徐々に減少しておりますが、しかしこの程度のことではヤタガイの経営危機の要因になったかどうかについては直ちに判断することは難しいのではないかと。個別のサラ金の問題、株式会社としての問題もあるのではないかと、いうふうに思っております。

全体としての位置づけは、ヤタガイ株式会社の経営破綻についてどういうふうに大蔵省として位置づけるかという御質問でございました。私の今の答弁の中でも、そのような御質問についての考え方について申し上げたところがあると思っておりますけれども、全体としては、大蔵省に与えられた法律の使命あるいは権限というものは行為規制でございまして、経営内容の中にまで立ち入ってはおりませぬけれども、このヤタガイ自体の問題ですぐにその全般的な問題になるような、社会的

な問題になるようなことにはならないのではないかと、いうふうに考えています。もちろん、ヤタガイクレジットというものは業界第十二位というふうにお尋ねしておりますから、行為規制だけをやっておる大蔵省ではございませぬけれども、一応関心を持って見守っておりますが、内容までには立ち入っていないのが現状でございまして、この程度の御答弁で御容赦いただきたいと思っております。

○塩田啓典君 最後に、私は今までの過当競争、過剰融資、高金利、それが結果的には強制取り立てと、こういうような状況のツケがだんだん広がってきておると、こういう見方もあるわけであります。そして、そういう意味で、時間がございませぬが、最後に、大蔵省としては金利を下げるように、金利が高いと過剰貸し付け、過剰貸し付けになるとまた強制取り立てになると思うんですね。そういう点で金利を下げるように行政指導するのと、この実現の可能性はどうか。

それと、いわゆる消費者信用法を制定いたしまして、銀行とか生保に対して消費者信用市場への進出を促す方向で検討していると聞いておるわけですが、この準備状況はどうなのか、これを伺って質問を終わります。

○政府委員(吉田正輝君) 最初の金利指導の点でございまして。これはまさにサラ金規制法、貸金業規制法の規制の中の重要な一点の柱であるかと思っております。大体時間を置きまして、本則四〇・〇〇四でございまして、以下にすることを最後の目標といたしまして、七〇・五〇、四〇と、こういうふうになつておるわけでございまして。その点につきましては、私どもも非常な関心を持って局長通達等を出しておるわけでございませぬけれども、最近サラ金大手四社は金利を近く四〇・〇以下に下げようとするというふうな動きが強まってきたと、近く実現するのではないかと、思っております。これは貸金業規制法の金利規制部分について先取りをやっているわけでございませぬけれども、大手四社がそういうことをやってきました

と、徐々にそういうことが全体的に波及してくるのではないかと期待感を持っているわけでございます。

それから第二点の消費者信用法のことの御質問でございます。この消費者信用法につきましては、実は大蔵省銀行局長の勉強会というふうな金融問題研究会というものがございまして、そこで我が国における消費者信用のあり方などを勉強していただいたわけでございますけれども、その報告では、消費者信用市場の健全な発展と消費者保護の徹底を図るためには消費者信用に関する総合立法の制定を早急に検討する必要があるという御意見をこの勉強会でちょうだいしておるわけでございます。これにつきましては、実はこれは貸金業、それから割賦販売業、あるいはクレジットカード業界等々横断的な総合立法でございます。そういったしますと関係省庁が多々ございまして。私どももいたしましては、こういう関係省庁と協議しながら、勉強会の提言の趣旨はもつとものだといふ点がございまして、そういう趣旨を念頭に置きながら、関係省庁も多々ございまして、関係省庁とも協議しながら慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○近藤忠孝君 最初に、金融の自由化、国際化問題についての大臣の基本認識について質問いたします。

この自由化は我が国においては世界的な流れであって避けられないものと受けとめられております。大蔵省も「展望と指針」で、前向きあるいは主体的、漸進的という積極的な姿勢を示しているんですが、私は、この基本的認識自身をもう一度よく考え直してみることがあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 日本はそもそも島国でございます。したがって、いわば共通通貨的あるいは国際金融的感覚にはどちらかと言えば地形的にはなじまない国であつたと思ひます。それが先進国の仲間入りをして、今日の状態になりますと、世界で七番目の人口を数え、二番目のGNP

を持ち、貯蓄率から言えば最高、こういうことになりまして、金融自身が全世界的な役割を果たす状態に日本独自の立場から見てもなつてきているのじゃないか。だから、それは国際的な流れであると同時に、日本自身もかくあるべきではないかという基本認識を私自身は持つております。ただ、おっしゃいましたとおり、とはいえ、金融には長い歴史がございまして、したがって、それには前向きではあるが、あくまでも漸進的に、そして最初申しましたように、他から要請されたものではなく、みずからの主体性において、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○近藤忠孝君 「展望と指針」の中でも、我が国金融は構造的変化を遂げつつあると、こう言っております。これは言うまでもなく、高度成長のときには低金利政策で国民からたくさん預金を集めて産業資金へ、それで高度成長。しかし、今これが低成長といふことで大変変わつておるわけですね。我々はここの金の流れを民主的にやれといふことを主張してきたんですが、こういう大転換が迫られている場合、ただ、いろんな諸規制を緩和する、これが自由化の一環ですが、緩和して資金を自由な流れに任せて市場原理だけで資金循環を図る、こういう金融自由化路線では私は決して望ましい政策効果が得られないんじゃないかと、こう思ふんですが、その点についてのお考えを聞きたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 恐らく、それぞれの国々に歴史的な淵源があつて金融制度がある。それが国際化、自由化した場合に、自由競争原理の中でよっぽど自己責任主義というものを国民全体が意識していないと、時に国民一人一人にとつても不幸をもたらしということが今日まで世界の歴史の中でもあつたと私は思ふんであります。したがつて、この自由化を進めるに当たりまして、私どもとしては、そういう今までどちらかと言へば、大変に投資家保護、被保険者保護、預金者保護という三本柱の上に我が国の金融があつたのが、自由化の中において自己責任主義というものを当然の

こととして要請されてくる。したがつて、それに対する事実認識を国民全体が持つような、いわば金融教育と言つて表現が悪いんでございしますが、普及徹底でも申しましようか、それには絶えず氣をつけていかなければならぬ課題だといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 こういう大きな日本経済の転換期ですから、こういうときこそ、単なる市場原理に資金の流れを任せるのではなくて、公的な介入を必要に応じて強めていく、こういうことによつて資金の流れを望ましい方向に転換していく。これは前に国債の発行のときに、金利の動向はどうか、金利はどこへ行くのかといふ話をしました。それが、それとも共通する問題だと思ふんですね。

外国の例などを見ますと、各国とも相当の時間をかけて自由化が行われていたんですが、自由化の結果、金融機関の倒産などが出現し、逆に公的機関による監督規制を強めるという、一路自由化じゃなくて、むしろ規制の面も場合によつては強まつていくんじゃないか。例えばイギリスでは金融自由化の後、逆に銀行法ができています。そしてイングランド銀行に金融機関に対する法的な監督権限を与えるとか、例えば預金保険制度を設ける。西ドイツでもこれは同様で、信用制度法の改正で大口融資規制の強化あるいは銀行監督局の権限の強化など、こういうのが強まっておりますし、アメリカでも従来から金融機関に対するFRBの監督規制が厳しく行われていたのに対して、むしろ我が国の場合には自由化の波にまさ

に押し流されていくという、逆にそういう規制が緩められていく、そういう方向を進んでいるのじゃないかと、こういう危惧があるんですが、その点どうですか。

○政府委員(吉田正輝君) 外国の制度についての御言及がございましたので、私の方からまずお答えさせていただきます。確かに近藤委員御指摘のとおり、英国、西ドイツ、米国等では、金利自由化の決定後、これは私も日本よりも先でございますけれども、決定後信用秩序の動

揺等の現象がございました。

「委員長退席、理事岩崎純三君着席」

英国では、中小銀行ではございしますが、そういう動揺もございまして救済融資を行ったとか、西ドイツでは例えばヘルシュタット銀行等の破綻がございまして、自由化決定後に、英国ではパンキンガクトが成立いたしましたし、ドイツでも同じようなことで預金保険制度の改組とか信用制度法の改正、御指摘のとおりでございます。で、この点でございますが、一つは、いわば自由化の受け皿整備といふ点で、自由化への取り組み方として規制を強化する点では、英国ではた

だいままでそういう免許等の統一的な包括的な規定がございましてしたので、預金受け入れ業務を公認銀行や免許機関にのみ認めるとか、英蘭銀行の審査権限をつくるとか、そういうようなこととでございます。それからドイツでは大口融資の規制なども導入したところでございました。

これを私どもの制度と比べてみますと、既に免許制などは我が国では確立して確立されておるわけでございます。

それから、いわゆる新銀行法は昭和五十六年に成立いたしましたわけでございます。これは今から三年前でございますので一九八一年ということでございますが、ドイツの信用制度法は一九七六年でございます。新銀行法におきましては、大口融資規制も、ドイツの例なども見習いながら、資金が自由に流れるのはまた一つの経営の自主性の尊重という観点から必要だといふ見地もございましたけれども、一定のところだけ金が集まるということとは、銀行の健全性あるいは資金の効率的配分あるいは資金の偏在ということがございまして、新銀行法などにそういう点を盛り込んだわけでございます。

そういう点、既に措置済みなところがございすけれども、なお自由化の進行に伴つて信用秩序の混乱はぜひとも防がなければいけませんので、我々が出しました「現状と展望」におきましては、自由化の取り組み方という項目を特に設けま

して、検査の充実とか、預金保険制度の充実とか、自己責任原則の徹底とか等々の取り組み方を今後の方向として認識を示させていたいた次第でございます。

○近藤忠孝君 この金融自由化の中で特に地方の銀行、弱銀行ですね、その中に今言った一定の混乱がもう既に起きているのではないかとこのことを私はこれから具体的な事実をもって指摘したいんです。そういう点で私は本場に規制を緩める方向ではむしろないんじゃないかということを目指したいんです。

その前提としてお伺いしたいのは、昭和四十年五月十二日の銀行機関経営の刷新についてという通達があります。これが今生きていくかどうか。

そしてそれに基づいて全国銀行協会連合会が各地方銀行に対して、これは五十二年八月二十四日、例えば特別の預金増強運動などを全廃することなどを具体的に書き、それをさらに具体化したものとして五十二年四月十五日、こういう通達が出ておりますが、これは現在もお生きており、そして銀行行政の基本になっておりましょか。

○政府委員(吉田正輝君) 御指摘の通達は現在なおいゆる生きていくという状態でございまして、私どもの行政の基本通達の一つでございまして、各金融機関はこの通達の趣旨を踏まえて経営を行っていると考えますし、期待いたします。

○近藤忠孝君 ところが、富士銀行の中に、まあ中身はちょっと省略しますが、これに反するような事態が前あった。そこで内部告発として、一銀行員が、全国銀行協会連合会へその中身を申告したんです。そうしましたら、そのときの回答は、金融自由化でそれどころじゃないんだ、この通達は今棚上げになっているんだ、各地でいろんな問題が起きておつてもお手上げの状況だと、こういう回答があったというんですが、これはこの通達の趣旨に反しますね。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま御指摘の事例の具体的な内容がわかりませんので、それがこの通達に違反しているものであるかどうかを直ちに

はお答えできないわけでございますが、その事例がこの中に掲げられている事例に抵触するようでございますしたら、それは違反と申しますか、それは是正してもらわなければならない事柄ではないかというふうに考えます。

○近藤忠孝君 そこで、もう時間ないのですが、質問通告の中で具体的にこの通達に反するような事態があるという情報がありましたので調査をお願いしておいたんですが、一つは秋田銀行、羽後銀行、これは対であるんですね。それから太陽神戸銀行、日本信託銀行、第四銀行、これはいずれも新潟です。それから青森のみのく銀行、岩手銀行、駿河銀行、こういうところについてこれは調べていただきましたか。どうですか。

○政府委員(吉田正輝君) ただいま調査続行中でございます。私も中間的に聞いておりますけれども、必ずしも完全に把握している状態ではございません。

○近藤忠孝君 それじゃこちらで内部資料に基づいてひとつ指摘をしたいんですが、これはまず秋田銀行なんです。

秋田銀行では一兆円預金運動というのがありまして、それで六月末に目標達成なんだけれども達成する前の六月二十三日に既にありがとうございました。達成しましたと。恐らくあと残った期間で相当な無理をしてやるんでしょね。そういうようなやり方が是非かですね。

それからもう一つ、それを受ける羽後銀行の方は、これは恐らく「役付」でおやりになっていますから内部の資料で各支店などへも通達するものだと思うんですが、「秋銀一兆円運動の影響防止について」と。もう大変なんですね。そこで、こういうことがあるというんです。秋田銀行ではこの羽後銀行の取引先に対し、「六月末だけでよいので、振込み銀行を秋銀に変えてほしい」と。だから二十三日から月末までこういったことで集めちゃうんですね。これはまさに通達で禁止している、実態がないのに計数操作を行うということになると思っています。まだあります、「月末に高

額の小切手を秋銀に入金させ、翌営業日の七月二日に貸出資金を決済銀行に送金し、決済する」と。これも今の計数操作ですね。「六月末に一億円貸出して、預金に止めおく」。今言ったからくりの中身です。同時に当行の、これは羽後銀行ですが、小切手で一億円預入させる。これにより、当日の残高は二億円の増加となる。こんなことでケース(二)と書いてあるんです。それに対して羽後銀行としては、「当行にとっては資金的に一日ロスをすることになる」、その取引先でどうしても応じざるを得ない場合は、これは秋銀に対してですね、六月末に当行へも秋銀の小切手を入金させ、七月二日に手形交換で請求し資金的に相殺すること。本場に大変なんですよ。

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕

まだありますので、全部紹介した上で見解を聞きたいんですが、この羽後銀行の方では七月六日付で通達が出ておりまして、「秋銀一兆円運動後の対策について」と。要するにその結果相当自分の方の預金が秋銀に行ってしまった。そこで早急に当行資金流出分の奪還を図ろうというんですね。そして「資金流出がはつきりしている先については、速やかな移し替えを依頼要請すること。大口取引先預金貸金管理表等を活用し、前年同期あるいは前月と比較点検する中で、秋銀へシフトしたと思われる先についても、当行への移し替えを依頼要請すること」、「一兆円運動を当行として、一大預金源という観点でとらえ」、今度向こうに「一兆円あるからこつちへふんだくれ」ということで「その移行を強力に推進したい」と。それで一番最後にこういうところがありまして、「他行満期をがっちりつかみ口数増加とシェアアップ」というようなことですね。こういう奪還をお互いに、向こうの小切手をこちらにやり、また奪還をするという、こんなこと恐らくどこでもあることだと思いませんか、これ競合する銀行の場合に。

そこで、銀行局としては、さきの通達に照らしてどうされますか。

○政府委員(吉田正輝君) 自由化、国際化と関連しながらの御質問でございました。それで、一つは、自由化、国際化との関連で申しますと、これは効率化ということが進むと同時に、金融機関の中の競争は激しくなるということとは否めない事実であらうというふうに私も認識しております。

それから預金の獲得運動でございましてけれども、銀行が一定の経営計画を持って資金源の調達並びに貸出計画を立てるということは、いわば中長期の計画として持つことはよろしいわけで、一つの経営体としてのプランでございまして、これは当然の行為と考えられるわけでございましてけれども、その経営計画上の資金源の調達に際しましてこの通達で言っておりますことは、行き過ぎた競争を禁じておりまして、そして過当な競争、金融機関間の競争が結局もし激化するならば金融機関の信頼性あるいは公共性等を失うおそれがあるということで、敢にこれを戒めているわけでございまして。

そこで、今の御指摘の事例につきましては、なかなか複雑でございまして、私ただいま承りましたけれども、完全には理解できない面もございまして。そこいら辺のところは複雑でございまして、この事例といたしまして過当な感じがいたすのは、今ただいまの感じでございますけれども、また先生の方に伺いまして、その通達、ただいま申し上げた趣旨並びにその趣旨に基づいた具体的に自粛する行為をこの通達の中では書いてございまして、それに違反するかどうかを検討させていただきます。趣旨に反し、また具体的事例に反するようでございましたら是非正を指導いたします。ぜひ指導をいたしたいと思っております。

○近藤忠孝君 じゃその調査を待ちますが、この他行にある預金を奪取しようなんというの、これはもうあちこちでやっているんです。例えば第四銀行、これは百十周年記念で「一〇〇運動」ということで、その「一〇〇運動」の中心に、「他行奪取をねらいに一〇〇記念定期増強運動を展開

いたします。」というんですね。こんなのは、要するにほかのやつを持ってくるんで、決してどろぼうじゃないけれども、ちゃんと預金者の意思でやっているんだけれども、これが預金獲得運動の中心に据えられておるんですね。そして、この他行奪取自体が計画の中心で、その策定を各支店に要求しているんですね。その具体的指示としまして、「期間中に、この運動期間中ですね、あるいは「三月まで」と他行満期に焦点をあてた予約活動として推進する。」もう大変具体的なんです。「このため予約カードを作成する」と、このように具体的に指摘しちゃって、大臣、これはもう大変なんです。それをお互いに行っているんだから、まさにこれは戦国時代なんです。

それで、戦国時代ということとは実際に銀行のこの言葉の中にもあるんですね。これは青森県のみちの銀行ですが、発行者頭取、あて名は部店長あてですね。「限界預金目標未達成の猛省と行動革新喚起について」、要するに目標未達成の支店長は呼びつけられてしかられるんですね。その中にこう書いてあるんですね。「この不振の——」「不振」というのは預金獲得の不振でしようね。

「現状を放置し、各店自助努力による回復をまつことは、食うか食われるかの戦国時代において消滅を意味することになる。」要するに消えてしまふということですね。「今後の未達挽回の完全履行と行動革新の実践を強く求めるため」支店長に「本部への出頭を願うことにした」というんで、支店長が、こういう状況だから支店長は後は顔を真っ青にして、今度各行員にこれを奮励すると、こういうことになるんですが、こんな戦国時代の状況にしておいてよいんだらうか。いかがですか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほど私自由化との関連での競争が激化せざるを得ないというふうなことを申し上げたわけですが、金銀も、金融機関としては本源的な預金獲得に努力することは当然でございますけれども、一つ私を感じますのは、その競争あるいは自由化ということはサービ

スの提供によつて預金者がどの銀行を選ぶか。これは金利面でもございましょうし、サービスの面でもございましょうし、各種の面でその資質を争うこと、これが一つの自由化の側面ではないかと思ひます。そこで、預金者の意思に反して預金を他行から奪取するということが、あるいは銀行であるがゆえに、もう強者ではないと言われたいと思いますが、レンダーあるいは貸し手という立場から、意向に反してそういうようなことをする点があればもちろん問題でございます。

それから、今先生が御指摘のような事例の中で感じられますのは、これは地道な努力じゃなくて、過度な感じがあるのではないかと、そういうような気もいたします。そこで、詳細に承って、その事例がこれに違反するかどうかということと考えさせていただきます。必要なる指導はぜひさせていただきます。かように考えるわけでございます。

○近藤忠孝君 これは預金者の関係だけじゃなくて、そこに働く従業員の問題でもあり、こんなことでしりたかたたら大変な話なんです。どれほどしりをたたくかと申しますと、これも先ほどの青森のみのく銀行ですが、「有効な革新的資金吸収方法の創出と行動変革」、これは本場にギリギリの生きるか死ぬかの革命時」なんだ。革新とか革命がたくさん出てくるんですね。そして、「血の小便が出る程、夜も寝られない程、知恵を絞つたらうか？血の小便が出る程、連日連夜、遅くまで仕事と取り組み、努力をしているだらうか？」、こういうことなんです。血の小便が出るほどという、もう病気になるってやれという。こんなことで実際に競争が行われ、しかも中心が他行にある預金を奪取と。こんなことをやっておつたら、これはみんな軒並みそれこそ先ほどの信用不安その他にずっといくんですね。まだたくさんいっぱいあるんですね。具体的にこういうものまであって、たくさんあるんですが、きょうは時間がなくなつたので、これは引き続きやりますけれども、もうサラ金まがい、サラ金と同じようなことをやっておるんです。

で、私がここで要求したいことは、これらの事実を具体的に調査し、これに対してどういう措置をとったか、これはぜひ次回に報告をお願いしたい。

それから、これは私がたまに挙げたんで、まだいっぱいあるわけで、しかも大体東北、北の方に偏った情報ですからね。全国調べりゃもっとたくさんあると思うんですね。これは全金融機関の問題、先ほどたまたま富士銀行の名前を挙げましたが、先ほど大銀行にもあります。これはこの資料の中にも出ておるんですね。でも、金融自由化にどう対処するかというところの各銀行の取り組みなんです。これはもっと高度に知恵を絞り、もっと本当の金融機関らしいことをやりやいんだけれども、サラ金まがいのこういうことをやっておるわけです。

私は大臣に最後にお考えを聞きたいんですが、一つは調査のこの答弁を求めますが、金融自由化の現場でのこういう問題に対して、これを放置するのか、あるいはこれに対して規制し、指導するののか。規制もし指導もするとしたらどうしたらいいののか。これについて大臣の、今急の話ですから、今頭にあるお考えで結構ですので、局長と大臣の答弁をお伺いして、きょうは時間ないんで、本日はもつととたくさんおもしろい材料があるんですが、残念ですけれども、これで質問を終わりたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) こういう問題について改めて通達を出す考えはないかということでございますけれども、金融機関の公共性あるいは過当競争の防止という思想は、銀行行政上連綿として流れている思想で、ただいまの通達でただいまのところは十分にカバーしておりますので、なお金融検査等を通じて指導は続けてまいります。が、ただいまのところはお様子を見たいということでございます。

それから労使関係での御質問でございますけれども、競争が激化したとあるのは労使関係にも影響を及ぼすようなことが考えられるわけ

でございます。このような労使関係につきまして、私も第一義的には労使間の良識であるというふうに考えるわけで、経営上の問題として労使間で解決すべきルールづくりのような問題があるのではないかと、いふふうに考えますけれども、何といても公共性のある金融機関でありますから、労使関係の安定ということは、世間のイメージといえますが、世間の信頼を得るためにも必要であるというところは考えられます。もちろん労働基準法などに違反するようなことは断じてあってはならない。これは労働者の所管でございますけれども、そういうふうな公共性の高い金融機関として労使関係の安定が必要であるというふうなことから適宜ケースに応じ助言してまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○国務大臣(竹下登君) 個別案件、私もよく理解が行き届いているわけじゃないんですが、やっぱり大改革のときにはそれなりの摩擦を伴うものでございまして、それらの摩擦に対しては十分なる注意を払っていかなくちゃいかぬ。しかし、公共性を持つ金融機関の、日本人でございまして、その良識の中においておのずから解決されていく課題ではないか、こういうふうに私は思っております。

○近藤忠孝君 終わります。

○政府委員(吉田正輝君) 調査する点は、大臣にかわりました、させていただきます。

○青木茂君 だんだん私どもの関心が六十年代の問題に向いてきておるわけなんですけれども、六十年代の税制改正、それから予算、これからそういう問題を審議いたしますときに、またさる不公平税制という問題が特にマル優あたりに絡んで出てくるんじゃないかと思っております。ただ、その不公平税制ということが、一般用語としては言われるんですけれども、定義がはっきりしないものだから、あちこち向いたりこちこち向いたりしてしまふ。自分の都合のいい方へ不公平税制の解釈をしてしまふというふうな点がございします。だから

ら、きょうはこの不公平とは何かという問題に絞って、来年私どもが物を審議する際の参考資料に伺いたいと思っております。

不公平であるというからには何か比べて不公平でなければならぬわけだから、例えば一例を挙げれば、不公平は正としてこのマル優の問題を見直すという場合に、何に比べて不公平だから見直すんだと、このところから伺いたいんです。

○政府委員(梅澤節男君) 不公平税制という言葉は立場によっていろいろな使われ方がするわけでごさいますけれども、従来、大蔵省ないし政府といたしまして、税制論議をする過程で不公平税制あるいは政策税制という言葉を使います場合には、かなり概念定義はつきりさせていたでいてるわけでごさいます。これは例えば昭和五十一年の政府税調の答申等でもきちんとした定義がごさいます。それは本来、政策的配慮がなければ所得税法なり法人税法なりそれぞれ税法本則によって課税されるべきものが、政策税制の配慮によって税負担が軽減されておる、いわばそういった政策税制を公平という観点と政策という観点と比較考量しながら議論するということでごさいますけれども、五十年以降の財政の状況が非常に逼迫してきたという状況もございますし、かたがたそういった環境のもとで広く税の公平を求める国民の要請も強いという背景のもとで、連年税制特別措置を中心に見直しをしてまいりましたことでごさいます。

○青木茂君 じゃ不公平税制は正の見地からマル優を見直すといった場合に、何に對して不公平だから見直すわけですか。

○政府委員(梅澤節男君) 租税特別措置による減収額を毎年度国会に提出申し上げているわけでごさいますけれども、五十九年度ベースで本来所得税法によって課税されるのと比べれば約三千三百九十億円の減収額が生じるという資料を提出しておるわけでごさいます。したがって、今の青木委員の御質問に端的にお答えするとすれば、本来少額貯蓄を課税しないという政策的な措置が

とられなければこれだけの増収があり得るわけでごさいますから、それは言葉の正しい意味においてやはり公平はそれだけ損なわれておるわけでごさいますけれども、反面、少額貯蓄を優遇するという政策的観点もあるわけでごさいます。冒頭に申し上げましたようにそういった二つの観点を比較考量してどういう結論を出すかという問題になろうかと思ひます。

○青木茂君 こういう考え方は成り立つかどうか。本来総合課税だけでも、分離課税にしておるから、そこに総合と分離の間に不公平が成り立つというごさいますか。

○政府委員(梅澤節男君) これはまた論点が違ふわけでごさいます。非課税貯蓄については先ほど私が申し上げました。今はまた別の問題でございまして、利子所得についても本来所得税の総合累進課税であるべきである。したがって現在分離選択制度がございます。これも政策税制としてあるわけでごさいます。この減収額も国会に提出申し上げておるわけでも、その限りにおいて、これも総合課税という観点からすれば、その部分だけ公平は損なわれておるということになると思ひます。

○青木茂君 そういたしますと、例えばこの三月の二十三日ですか、参議院の本会議で公明党の中野議員の質問に對して総理がお答えになった議事録があるのですけれども、「このために不公平税制、いわゆる租税特別措置」ということは大抵中曾根内閣の統一見解であり、大蔵省は、今度は中曾根内閣だけでなしに、大蔵省は不公平税制というのはいわゆる租税特別措置を言うのだというふうにお考えになっておるわけでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) おおむねそのとおりでごさいます。ただ正確を期する意味で若干補足して申し上げますと、現在のマル優制度は実は法形式としては所得税法でこの非課税規定がございします。ただ、これも先ほど引用させていただきました五十一年の税制調査会の御議論では、実質的な意味でこれは租税特別措置である、政策税制

であるというふうに分類されておるわけでごさいます。正確に申し上げますと、実質的な意味での租税特別措置が政策税制であり、公平の観点と政策との観点から議論されるべき対象になるというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○青木茂君 特別措置というのは政策上の必要から不公平承知でつくったものですか、これは実は当然なことだと思ひます。それの中にあると特別措置以外と申しますか、本則の中にあるいゝろんな面における不公平というものは、これから我々が不公平というものを論議する場合の問題意識ですね、問題意識、我々にはありますけれども、当局側の問題意識には一体あるのかないのかというごさいますか。

○政府委員(梅澤節男君) これは昨年十一月の中期答申にも触れていただいておりますわけでごさいます。いわゆる租税特別措置でなくとも税制上絶えず見直していかなければならない部分が税制全般にあるわけでごさいます。例えば例示で申し上げますと各種の引当金もございます。この引当金につきましても、評価性の引当金であるものもございします。そういうものにつきましても、とどきの経済情勢等を見ながらその限度額なり繰入率を絶えず見直していかなければならないという問題がございします。ただ、これは言葉の定義にもかかわることでごさいますけれども、今まで申し上げておりました租税特別措置の不公平問題と私どもがこれを区分けして議論をしていただいておりますのは、税制調査会でもこれを区分けして議論していただいておりますわけでごさいますけれども、引当金という制度そのものはいわゆる政策税制でも何でもありません。ただ、その税制の中で具体的に設定されておる基準なり繰入率そのものは適正であるかないか絶えず見直さなければならぬ。

したがって、昨今私どもがこの議論をしていただきます場合に、公平かつ適正という言葉を使わせていただいておりますわけでごさいます。公平かつ適正な観点から税制を議論していただきたい

ということでごさいます。先ほど申し上げましたいわゆる政策税制に論点を限定してしましますと、今申しました引当金の繰入率の見直しのような問題がその枠の外になるわけでごさいます。それから、税制というものはいつの時代でも公正と適正の観点から絶えず見直すということになると思ひます。

○青木茂君 税理論の専門家から見た不公平という問題と、社会的な一つの皮膚感覚から見た不公平というものは、若干のずれがあるというふうな思ひます。私どもがよく口にしているはしかられるクロヨンであるとかトーゴーサンであるとか、これは徴税技術の問題を越えて源泉徴収と自主申告間の制度上の不公平であるというやうなふうに皮膚感覚としては我々はつかまえておるし、それからまた国民一般そうだろうと思ひます。これが理論的に不公平であるかないかという議論は別問題として、これは一体どうやって格差を縮めていくのか、正していくのか、とにかく脱税は横行しているわけだから、実際問題としては、このところの当局の決意、これは一体どうなんでしょうね。毎回毎回出てくるんだから、脱税というのは。

○政府委員(梅澤節男君) この不公平の問題、特にたゞいま御指摘のありましたように、所得課税をめぐって議論になる。その場合に制度以前の問題といたしまして、執行上その所得捕捉がきちんと行われているかどうかという議論があるわけでごさいます。その場合に、それは本来は課税の実態の話ではあるけれども、制度面でそういうことが起こり得ないようないろんな工夫をしなければならぬ、これはそのとおりでごさいます。

ただ、給与所得が源泉課税であり、事業所得が例えば申告納税であるから、したがって不公平税制であるというものは、これはやや短絡した議論でごさいます。そういう観点も入れまして、つまり給与所得の担保力、それは勤労性所得であると同時に所得の捕捉がかなり行き届くという状況のもとにあるという観点で、例えば制度上も給与

所得控除のような制度が設けられておるといふこととございしますが、ただ、それだけでは不十分というところとございまして、これは五十年代に入つてずっと税制調査会でも御議論いただきました。特に本年の所得税法等の改正におきましては、申告納税制度を中心とする議論があつたわけとございまして、新たに記帳義務を導入させていたかどうか、あるいは総収入報告制を採用させていたかどうか、あるいは国税通則法の一部を改正していただくとして、そういうふうなゆるゆる申告納税制度が本来の制度の機能をより發揮するようになつて、私どもも制度上いろいろな努力をしてまいつておるわけとございまして、今後ともそういう方向で努力していかねばならないというふうに考えております。

○青木茂君 この一、二年のこういう問題というのか、脱税の摘発というふうな問題に対する当局の努力は僕は非常に評価はできると思つておるわけと、しかし何となくのんびりしているという印象も否めないわけなんです。すぐ人が足らぬ、人が足らぬという問題に持つていかれてしまつてしまつて、源泉徴収で必要なものをばつぱり取つてしまつて、その他の部分については少しづつ問題があつたつてえらくのんきに構へちゃつておるのじゃないかという勘ぐりも出てくるんです。それじゃ困るわけなんです。

例えば、これは単に税収だけの問題じゃないんです、今問題になつてゐる健保法案だつて全部の八割にそろえるといふことは大変格好はいいですよ。格好はいいんですけれども、その基本になつてゐる保険料の取り方に問題があるとしたら、八割にそろえたつて何の意味もないんですよ。そうでしょう。国民健康保険の財政が苦しい。そうすると、国民健康保険に加入していらつしやる方が払ふべき保険料というものが隠れてゐるのじゃないか。そこから苦しい財政というものの一因があるんじゃないか。これは御承知のとおり、国民健康保険の保険料を自営業の人は応益と応能がファイティー・ファイティーですね、大

体。しかし応益というのはなかなか取りにくいものだから、場合によつては応能負担が七割にもなつてゐるところがあるわけですね。そうすると所得税がもし取り足らなかつたら、それが住民税にはね返つてしまつて、その住民税を基準に国民健康保険の保険料が決められてくるならば、保険料が少なくなつて財政が苦しくなつて国庫補助が大きくなると、こういう波及があるわけですね。

いろいろな面に、脱税と言へば語弊があるけれども、私は去年から漏税、漏れた税金と言つてゐるんですけれども、だから非常に波及するんだから、そこら辺のところはもう少し徹底的に急いで、急テンポでやつてもらわないと、今問題になつてゐる健保法案自体においても僕は意味がなくなつてくるという感じがするんです。厚生省の問題で大蔵の問題じゃないですけれども、徴税のアンバランスといふことになればこれは大蔵の問題です。どうなんですかね。そこを考へずに八割八割と、こういう議論が健保の問題でも出てきてゐるといふことなんです。

○政府委員(梅澤節男君) これは繰り返しの御答弁になるわけとございしますが、所得課税につきましましては、その実質的な公平を確保するために所得の捕捉の格差が起らないようにといふのがやはり基本的な問題の一つとしてあるわけとございします。その場合に、制度の問題と執行の問題といふこととございまして、制度の面の問題につきましましては、若干先ほど私が御説明申し上げたわけとございしますが、執行の問題につきましまして、本日国税庁の担当の者が出席をしていないわけとございしますけれども、限られた人員の中で国税職員五万人が懸命の努力をしておることはぜひ御理解を賜りたいと思つておるわけとございします。

特に、昨今、新聞紙上等で各種の報道がなされるわけとございしますが、私ども第一線の職員といふいろいろな話をしてみますと、そういう世論の風潮もございまして、納税者の方と税務当局との言葉の非常に好ましい意味での緊張関係といふものは、必ずしも第一線ではむしろ望ま

しい方向にこころばしく動いてきてゐるのではないかと、いふふうには私も理解をしてゐるわけとございします。

○青木茂君 今申し上げましたように、国民健康保険の保険料にも響いてくるわけですから、私は国民健康保険の方で非常に、さっきの話じゃないけれども、血尿が出るとか出ぬとかいうぐらい一生懸命やつていらつしやるその努力は当然これは高く評価してゐる。しかしながら、単に人が足らぬからやれないといふことだけではなしに、地方の税務課の職員ですね、これは大体八万人ぐらいいるんだから、そこらの人たちの連携プレーがもう少し有機的にできないだろうかという感じも強いのと、それと、こういうことはお考えになつたことはございせんか。

○政府委員(梅澤節男君) 国税の税務の機構と、地方の税務の機構を制度的に一元化するといふような議論は従来からあるわけとございしますが、そういう議論はさておきまして、両課税当局間の事務連携といふのは近年とみに強化をいたしておるわけとございします。これもあるいは国税庁の方から御答弁申し上げるべき問題とございしますけれども、自治省と国税庁の方で各種の取り決めと申しますか、協議し、合意した事項を決めておるわけと、それを末端におろしまして、税務署と管内市町村と、これはそれぞれの地域によつていろいろ濃淡の関係はございしますが、最近では地方の方の御協力も得まして、末端においていろいろな、例えば各種の資料の交換であるとか、情報の相互交換とか、各種の面で非常に協力を密にしておるというふうには私も考へておるわけです。

○青木茂君 最後に、大臣はにやにや笑つておいですけれども、どうなんですかね、これだけはひとつ申し上げておきたいんですけれども、クロヨンだとトローサンだとか、そういうことのあるなしといふことは別問題として、税の取り方の、その制度的な不公平といふものが、単に税収だけの問題でなしに、先ほど申し上げました国民健康保険料の問題だつて、学生に奨学金を出す問題

だつて、保育所に子供を入れる問題だつて、全部響いてくるんだ、それを総合したらどういふ格差になつてくるんだといふことだけはひとつお心にためていただいて、長期的展望でお考えをいただきたいといふことだけを御願いを申し上げて、質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) 専門的な議論でありましたので、にやにやございせんので、傾聴しております。

いわゆる福祉政策といへば所得制限、あるいは応能主義における各種負担金、これら基本ががっちりしておれば不公平の増幅がないという理論は私もよくわかります。それで、間々私どもも、先ほど来御議論なすつたように、租税特別措置といふものを不公平税制の一つとしての位置づけにしておるんですが、俗に言う不公平税制と不公平感との差といふものがあるといふことは私も認識して事に当たらなければならぬ、その考え方は等しくしておるつもりであります。

○青木茂君 ありがとうございます。

○委員(伊江朝雄君) 速記をとめて。

○委員(伊江朝雄君) 速記を起して。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

七月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

(衆)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。

第二案第一項第八号中「事業所得の金額」の下に、「給与所得の金額」を加える。

第二章第三節中第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四の次に次の一条を加える。

(給与所得控除の最低控除額等の特例)

第二十九条の五 昭和五十九年以後の各年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が百四十二万五千円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、五十七万円(当該収入金額が五十七万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額)とする。

2 昭和五十九年以後の各年において、その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上五十七万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、ないものとする。

二 その年中の給与等の収入金額が五十七万円以上百四十一万九千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から五十七万円を控除した残額とする。

三 その年中の給与等の収入金額が百四十一万九千円以上百四十二万二千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十四万九千円とする。

四 その年中の給与等の収入金額が百四十二万二千円以上百四十四万四千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万円とする。

五 その年中の給与等の収入金額が百四十二万

四千円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万四千円とする。

3 所得税法第九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等(同条第一号に規定する給与等をいう。)の金額が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定(同法別表第七の付表を含む。)にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を前項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二十九条の五第三項の規定は、昭和五十九年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

3 施行日前に昭和五十九年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第二十九条の五の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込額は、約百五億円である。

七月十二日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

七月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願(第八〇四号)

第八〇四号 昭和五十九年七月五日受理

公立高校用地確保のため筑波移転跡地払下げ等に関する請願(一通)

請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪三ノ三二ノ一六 土屋綾子外千名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第八七一号と同じである。

昭和五十九年七月二十六日印刷

昭和五十九年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局